

令和 3 年

渡嘉敷村議会会議録

第 6 回臨時会（7 月 9 日）	1 日間
第 7 回定例会（9 月 15 日～22 日）	8 日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和 3 年第 6 回臨時会（7 月 9 日）

令和 3 年第 6 回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第 1 号	3
日程第 1	会議録署名議員の指名について 4
日程第 2	会期の決定について 4
日程第 3 議案第 39 号	工事請負契約「阿波連漁港機能保全工事（R 3）」について 4
日程第 4 議案第 40 号	令和 3 年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第 3 号）について 5

令和 3 年第 7 回定例会（9 月 15 日）（1 日目）

令和 3 年第 7 回渡嘉敷村議会定例会会期日程	9
出席議員	10
議事日程第 1 号	11
日程第 1	会議録署名議員の指名について 12
日程第 2	会期の決定について 12
日程第 3	議長諸般の報告 12
日程第 4	村長行政報告 13
日程第 5	一般質問について 17
日程第 6 報告第 6 号	令和 2 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告 について 65
日程第 7 報告第 7 号	令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について 66
日程第 8 報告第 8 号	令和 2 年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税 収が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要す る経費の報告について 68
日程第 9 認定第 1 号	令和 2 年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について 69
日程第 10 認定第 2 号	令和 2 年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定 について 71
日程第 11 認定第 3 号	令和 2 年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について 72
日程第 12 認定第 4 号	令和 2 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について 73

日程第13	認定第5号	令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	73
日程第14	認定第6号	令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	74
日程第15	議案第35号	人権擁護委員候補の推薦について	74

令和3年第7回定例会（9月16日）（2日目）

出席議員			77
議事日程第2号			78
日程第1		会議録署名議員の指名について	79
日程第2	議案第41号	渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	79
日程第3	議案第42号	渡嘉敷村ガバメントクラウドファンディング活用事業支援基金条例について	79
日程第4	議案第43号	渡嘉敷村林道管理条例について	82
日程第5	議案第44号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	83
日程第6	議案第45号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	84
日程第7	議案第46号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	85
日程第8	議案第47号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)について	85
日程第9	議案第48号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について	91
日程第10	議案第49号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	93
日程第11	議案第50号	令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	94
日程第12	議案第51号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	95
日程第13	議案第52号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	96
日程第14	発議第5号	米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書について	97
日程第15	発議第6号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	98

令和 3 年

第 6 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日 目

7 月 9 日

令和3年第6回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
 自 令和3年7月9日
 至 令和3年7月9日

月 日	曜 日	区 分	日 程
7 月 9 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第39号、議案第40号

令和３年第６回渡嘉敷村議会臨時会は
令和３年７月９日（金）午前１０時００分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 １日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
１	與那嶺 雅 晴	出	５	座間味 満	欠
２	国 吉 栄 治	出	６	當 山 清 彦	出
３	新 垣 一 史	出	７	玉 城 保 弘	出
４	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 ６名

会議録署名議員 １番 與那嶺雅晴議員 ２番 国吉英治議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了： ７月 ９ 日（金曜日） 午前１０時１６分

令和３年第６回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和３年７月９日（金） 午前１０時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第１号）

日程	事件番号	件名
第１		会議録署名議員の指名について
第２		会期の決定について
第３	議案第３９号	工事請負契約「阿波連漁港機能保全工事（Ｒ３）」について
第４	議案第４０号	令和３年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第３号）について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第6回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番與那嶺雅晴議員、2番国吉英治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日7月9日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日7月9日の1日間に決定をいたしました。

日程第3、議案第39号、工事請負契約「阿波連漁港機能保全工事（R3）」についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。議案第39号、工事請負契約について「阿波連漁港機能保全工事（R3）」について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

契約の目的 阿波連漁港機能保全工事（R3）

契約の方法 指名競争入札

契約金額 77,000,000円

契約の相手方 沖縄県浦添市安波茶3-7-8 205

株式会社 田中工業

代表取締役 田中広三

提案理由

阿波連漁港機能保全工事（R3）の請負変更契約の締結については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分は関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

この工事の再度になるんですが、中身の内容と、これから夏場で阿波連漁港使われる業者さんも増えてくると思うんですが、いつ頃からの着工予定なのかというのを伺いしてよろしいでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員の質問にお答えします。工事の内容といたしましては、阿波連漁港第2防波堤、延長は34mの防波堤の下部、鋼管の方に防蝕工事を施すという業務になっております。工程としましては、まず最初に掻き落としをしまして、その後にペトロダム防蝕、ペースト状のものを塗りまして、その上からチタンカバーを施すという施行になっております。工程ということでしたが、この後、着手先が出て、その後に工程会議を開いて、工程を組み立てていきますので、現段階で示めせるようないま工程はございません。

○ 2番 国吉英治議員

2枚目の方を見ると、この金額ですね、予定価格と落札価格がちょうど同じ金額になっているんですけど、こちらの方って、たまたまですか。たまたまというか、大丈夫でしょうか。金額、まったく一緒になっているんですけど。

○ 神里敏明副村長

阿波連漁港機能保全工事、工事設計をしまして、予定価格を村長が立てます。その時にこちらに表示しております予定価格が7千万円、ちょうどという節目の数字になっておりまして、今回、入札をかけたところ業者の応札価格がちょうど7千万円ということで、ぴったりということで落札ということになっております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私もこの…。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第40号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)についてを

議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第40号

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第3号）について

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第3号）

令和3年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1千16万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年第6回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和３年第６回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長

署名議員（議席番号1番）

署名議員（議席番号2番）

令和 3 年

第 7 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日 目

9 月 15 日

令和 3 年第 7 回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 8 日間
 自 令和 3 年 9 月 15 日
 至 令和 3 年 9 月 22 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
9 月 15 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問
9 月 16 日	木	本会議	報告第 6 号、報告第 7 号、報告第 8 号 認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号 認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 6 号 諮問第 1 号、
9 月 17 日	金	本会議	議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号 議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号 議案第 47 号、議案第 48 号、議案第 49 号 議案第 50 号、議案第 51 号、議案第 52 号 発議第 5 号、発議第 6 号
9 月 21 日	火	本会議	
9 月 22 日	水	本会議	
※ 9/18（土）、9/19（日）、 9/20（月）は休会			

令和３年第７回渡嘉敷村議会定例会は
令和３年９月１５日（水）午前１０時００分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 ８日間
１日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
１	與那嶺 雅 晴	出	５	座間味 満	出
２	国 吉 栄 治	出	６	當 山 清 彦	出
３	新 垣 一 史	出	７	玉 城 保 弘	出
４	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 ７名

会議録署名議員 ２番 国吉英治議員 ３番 新垣一史議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了： ９月１５日（水曜日）午後４時１７分

令和３年第７回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和３年９月１５日（水） 午前１０時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第１号）

日程	事件番号	件名
第１		会議録署名議員の指名について
第２		会期の決定について
第３		議長諸般の報告
第４		村長行政報告
第５		一般質問について
第６	報告第６号	令和２年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第７	報告第７号	令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第８	報告第８号	令和２年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の報告について
第９	認定第１号	令和２年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について
第１０	認定第２号	令和２年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１１	認定第３号	令和２年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第１２	認定第４号	令和２年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１３	認定第５号	令和２年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１４	認定第６号	令和２年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第１５	議案第３５号	人権擁護委員候補の推薦について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第7回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番国吉英治議員、3番新垣一史議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から9月22日までの8日間に決定をいたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。諸般の報告の前に、例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、村監査委員会から、令和元年6月分、7月分、8月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。

朗読を省略いたします。

6月17日(木) 例月出納検査

7月9日(金) 令和3年第6回渡嘉敷村議会 臨時会

7月15日(木) 例月出納検査

7月26日(月) 令和3年度沖縄県土木建築部と南部市町村との行政懇談会
(那覇市：自治会館)

7月27日(火) 南部離島町村長議長連絡協議会 役員会・定例会
(那覇市：自治会館)

7月30日(金) 沖縄県農林水産部と南部市町村との行政懇談会
(那覇市：自治会館)

8月4日(水) 渡嘉敷漁協・役場・議会との三者会議
(村役場2階大会議室)
・渡嘉敷漁業協同組合加工処理施設新規建設についての協議

8月5日(木) 令和2年度分 決算審査 ～8月30日(月)

8月12日(木) 例月出納検査

〃 沖縄県介護保険広域連合全員協議会・定例会

(嘉手納町：嘉手納小学校体育館)

8月26日(木) 令和2年度分 決算審査についての協議

(議会事務局)

・決算審査の進捗状況の確認及び決算認定についての協議

8月31日(火) 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

村役場2階大会議室

・議題： 県内の感染者数拡大に伴う村営定期船の運航態勢等について

9月9日(木) 例月出納検査

9月13日(月) 議員協議会(定例議会事前議案審議・他)

(3階 議会事務局)

諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。行政報告の前に一言お話をさせていただきたいと思います。昨年2月に県内で新型コロナウイルス陽性者が確認されて以降、1年半以上にわたり、生命、健康、経済、暮らしが翻弄されております。感染拡大を防ぐため、人流が抑制され、観光産業に大きく異存する本村においては、特に大きな打撃を受けております。これまで、国の交付金を受けて様々な感染防止対策、経済対策を講じて参りましたが、コロナ禍以前の状態にはほど遠い状況であります。民間事業者はもとより、村営定期航路事業にも大きな打撃を受けており、今後減便を含めた歳出削減をしなければならない逼迫した財政状況となっております。本日の議会には一般会計航路事業特別会計等、各会計の令和2年度の決算を含め、22件の議案を提出しております。慎重なご審議をお願い申し上げます。

さて、私の行政報告につきましては、既にお届けしております書面での報告とさせていただきたいと思います。

行政報告 2021.06.09～09.14

06/09 10:00 令和3年第5回渡嘉敷村議会 1日目 16:35終了

06/14 10:00 新型コロナウイルスワクチン集団接種開始ミーティング(村中央公民館)

06/15 17:00 " 終了 " お礼

06/21 10:00 庁議

" 14:25 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応 (村長室)

" 17:30 一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会 ～20:05 (庁舎2階大会議室)

06/24 10:00 公益財団法人沖縄県地域振興協会 令和3年度定時総会(自治会館)

10:40 " " 第3回理事会

06/28 13:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会役員会 ～14:20 (村長室)

関根副会長 事務局田中、福嶋

- 06/29 10:00 沖縄電力株式会社 第49回定時株主総会 (おきでん那覇ビル)
- 06/29 17:20 大雨によるのり面崩壊災害対策 (村道渡嘉志久線、久比里原林道)
- 06/30 08:30 大雨によるのり面崩壊災害対策 (村道前岳線)
- 07/01 10:00 渡嘉敷漁業協同組合 新組合長玉城一博就任あいさつ来庁対応 (村長室)
- 〃 外山参事
- 同席：神里副村長、西元主事
- 07/02 13:00 大雨による災害箇所確認
- 村道大谷線、村道渡嘉志久線、村道阿波連線、村道前岳線、前岳林道
- 14:25 渡嘉敷村商工会 県産品優先使用要請 来庁対応 (村長室)
- 新垣会長、古波蔵副会長、小湾指導員
- 同席：副村長
- 15:00 大雨による災害箇所実地確認 (渡嘉敷林道、久比里原林道)
- 07/05 10:00 庁議
- 16:00 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応 (村長室) ～17:47
- 07/06 午前中休養
- 13:30 株式会社アトムホーム 宮平宗幸専務取締役 来庁対応 (村長室)
- 中嶋崇史 一般社団法人熊本環境革新支援センター理事
- ※PPA事業について 同席：小嶺公志庶務係
- 07/07 17:37 株式会社かりゆしエンターテイメント 代表取締役社長 長嶺栄子
- 同伴：長嶺花菜
- 同伴：小湾 村商工会指導員
- 事業説明に来庁 名刺交換 (村長室)
- 07/08 08:55 株式会社かりゆしエンターテイメント代表取締役社長 長嶺栄子 (村長室)
- 同伴：長嶺花菜
- 案内：小湾 村商工会指導員
- ※下記事業実施に当たって村との連携の依頼について説明受ける
- 地域の観光の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業 (第2次)
- 提案事業
- 「ハイサイ黄金旅(くがにたび) ～島人(しまんちゅ)に逢いに行こう～」
- 実施主体：株式会社かりゆしエンターテイメント
- 同席：玉城観光産業課長、尾崎観光産業課長補佐、番田振興係
- 10:00 外山参事(渡嘉敷漁協)と加工施設建設に向けた意見交換
- 同席：神里副村長、玉城観光産業課長、西元上下水道兼農水係、多宇土地係
- 07/09 10:00 臨時議会 (阿波連漁港機能保全工事R3)

07/12 10:55 吉住啓作 沖縄総合事務局長表敬訪問（沖縄総合事務局 局長室）
11:15 沖縄総合事務局 経済産業部 （石油製品価格について意見交換）
13:00 南部広域市町村圏事務組合 （自治会館）
15:00 沖縄総合事務局との国土交通行政に関する意見交換（自治会館）

07/13 13:30 「新たな振興計画(案)」 「令和4年度沖縄振興予算」 意見交換 web会議

07/14 13:30 とかしきマラソン実行委員会 （庁舎2階）

07/15 14:00 阿波連小学校「ハナリ遠泳」 開会式（阿波連小学校体育館）

07/18 16:00 美ら島美化清掃 （渡嘉敷港）

07/19 10:00 庁議

07/20 14:00 渡嘉敷村災害対策本部設置・本部会議招集（台風6号接近）（役場2階）
18:05 暴風警報発令

07/21 " 臨時閉庁
12:08 暴風警報解除
13:00 庁舎業務再開
15:35 災害対策本部解散（台風6号）

07/23 15:30 渡嘉敷村災害対策本部設置（台風6号再接近）（16:20暴風警報発令）

07/24 21:05 渡嘉敷村災害対策本部解散（19:50暴風警報解除）

07/26 14:30 沖縄県土木建築部と南部市町村との意見交換（自治会館）

07/27 11:00 南部離島町村長議長連絡協議会（自治会館）
13:00 第194回 沖縄県町村会定期総会（自治会館）
14:10 沖縄県市町村総合事務組合と町村交通災害共済組合との統合について
（自治会館）
14:25 観光関連事業者等応援プロジェクトについて」説明（自治会館）
説明者：真鳥洋企 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策統括監
14:40 沖縄県町村土地開発公社理事会（自治会館）
沖縄県土地開発公社設立団体長協議会（自治会館）
15:40 沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会（自治会館）
16:30 沖縄県介護保険広域連合運営会議（自治会館）

07/28 13:30 離島フェア開催実行委員会総会（自治会館）
14:40 地方交付税遠隔地補正（沖縄特例）の延長について（自治会館）
説明者：森田 賢 沖縄県市町村課

07/29 11:30 長澤 紳 自衛隊沖縄地方協力本部 島尻分駐所長 来庁対応（村長室）
郷原 豊 " 島尻分駐所 広報員
13:50 長嶺 初 沖縄銀行高橋支店長 来庁対応（村長室）
桃原隆彰 " 行員

- 0730 11:25 東岡礼治 沖縄奄美自然環境事務所長 離任表敬訪問
那覇第1地方合同庁舎（那覇市楚辺）
- 15:00 沖縄県農林水産部と南部市町村との行政懇談会（自治会館）
同席：玉城保弘 議長、玉城広喜観光産業課長
- 17:15 令和3年度広域研修事業について（南部広域市町村圏事務組合）（自治会館）
- 08/02 10:00 庁議
- 08/03 18:00 渡嘉敷区「旗頭奉納」参列（渡嘉敷神社）
- 08/04 10:00 渡嘉敷漁協加工場建設請願に係る3者協議（庁舎2F）
同席：神里敏明副村長、金城満総務課長、玉城広喜観光産業課長
赤嶺孝之観光産業課補佐、西元匠巨
漁協：玉城一博組合長、大城秀幸理事（前組合長）、外山秀一郎（参事）
村議会：玉城保弘議長、當山清彦副議長、新垣一史議員 新里武広事務局
長
- 08/05 13:45 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応（村長室） ～16:50
- 08/06 09:00 臨時庁議 渡嘉敷漁協加工場建設に係る村有地使用に係る村の対応について情報共有
13:45 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応（村長室） ～15:40
同席：多宇健一郎 土地係
- 08/12 14:00 令和3年度県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会 Web
（役場庁舎2階）
- 08/13 14:00 新たな沖縄振興計画（素案）意見交換会【南部（離島）】 Web
（役場庁舎2階）
- 08/16 10:00 庁議
- 08/17 10:00 宇賀神知則 沖縄奄美自然環境事務所長 就任挨拶 来庁対応（村長室）
- 08/18 14:00 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応（村長室） ～16:25
- 08/19 13:30 令和3年度第2回沖縄県交通災害共済組合議会定例会
14:30 令和3年度第2回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
- 08/25 13:00 寄贈「太鼓3台」受け取り（有）カードック糸満（糸満市西崎）
15:00 衆議院沖縄1区首長との意見交換 web会議（那覇市久米）
17:30 「緊急事態宣言延長に伴う離島地区への補償について」要請
嘉数 登 沖縄県商工労働部長へ手交
※宮里 哲 座間味村長及び両村商工会経営指導員同行
- 08/31 13:30 第21回新型インフルエンザ等対策本部会議
- 09/01 13:30 村と交流の家との包括連携協定調印式（国立沖縄青少年交流の家）

- 09/02 14:10 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応(村長室) ～14:35
- 09/03 09:00 議案検討会議
- 11:00 沖縄県森林審議会事前説明会Web (村長室)
「林地開発許可申請に関する諮問」について
- 09/06 10:00 庁議
- 11:35 故二階堂 登 遺体引き取り火葬について協議 (村長室)
神里副村長、金城総務課長、新垣民生課長
- 09/09 11:30 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金の概算払いの実施について」
田中沖縄総合事務局長へ要望書手交 (沖縄総合事務局 局長室)
同席：米山運輸部長、野原海事振興調整官
- 18:00 故二階堂 登 納骨 (村管理納骨堂)
同行：神里副村長、金城総務課長、新垣民生課長、阿部光貢、新垣立德、
小嶺公志、小久保栄太郎、西田大河
- 09/10 14:10 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応(村長室) ～16:00
- 09/13 10:00 一般質問答弁書検討会議(役場2階) ～14:30 (役場2階)
- 09/14 13:30 航路事業特別会計赤字額削減に向けた取り組み検討会議 (村長室)
我喜屋元作船舶課長、神里敏明副村長、金城満総務課長、金城和作財政係
- 16:10 未処理道路用地問題金城信助 来庁対応(村長室) ～16:25

令和3年9月15日報告

渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内といたします。質問者、答弁者は簡潔にお願いいたします。順次発言を許します。6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

おはようございます。早速ですが一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。まず、教育行政についてお伺いいたします。1番幼稚園運営について、現在幼稚園の教諭が1名長期休養に入り、教頭が保育にあたっております。管理職業務に加え、3歳児受入等での報告とさせていただきたいと業務増で現場の負担は限界にきております。会計年度任用職員が10月に1名減員予定、その他職員の就労時間がフルタイムでないことや、休養中の職員は今後、産休、産後休、育休を活用することを考えれば定数条例を改正し、本務職員の確保、会計年度任用職員の確保、住居の確保、前もって対応しなければ安定した保育、行政サービスの提供が困難であります。

このままの状況で運営を続ければ職員の負担は増える一方で職員1人でも欠ける状況になれば幼稚園運営はできなくなります。当局の見解と今後の対応についてお伺いします。

○ 新崎直昌教育長

今、當山議員が質問しましたように、そういう補充職員がだいぶ多くなっています。幼稚園における職員配置基準は、4歳児以上30名に1人、3歳児及び満3歳児20名につき1人ということで、資料も次のページの方に書いてあります。令和3年度の本校の幼稚園の園児の状況は、3歳児が10名、4歳児以上が17名となっており、担任として有資格者2人、園の運営を行う教頭1人、合計3名に有資格者を配置し、補助員として、会計任用職員勤務時間7時間30分の方を1人、5時間の方を1人、総勢5名で園を運営しております。

今年度に入って有資格者1人が体調不良による長期休業となり、有資格職員の募集を行っていますが、募集がないというのが状況であります。実施可能な対応として教頭に担任業務を担ってもらっていますが、会計年度任用職員1人を増員し、短時間勤務であった方も7時間30分に勤務時間を延長していただいています。これにより有資格者職員2人、会計年度任用職員7時間30分の方、3名の状態になっています。定数条例につきましては、現行の条例で足りるというふうに判断をしておりますので、現在のところ改正は考えておりません。有資格者の募集については、今後も募集があるまで、継続して募集を行います。10月に減予定の会計年度任用職員については募集で継続中であります。また、住宅の確保についても議員が指摘のように、これも総務課と相談をして確保しています。そういうのが現状であります。以上です。

○ 6番 當山清彦議員

いま教育長からのご説明いただいた件は重々把握をしております。なので、今後の対応についてお伺いしているんですが、現状で本務じゃなくて来る職員がいるというふうにお考えですか。

○ 新崎直昌教育長

離島であるということも一つの要因かと思いますが、なかなか来てもらえないというのが現状です。ただ、職安ですか、そういうところにも、募集を広げて来てもらえるように対策を練っているというのが現状であります。

○ 6番 當山清彦議員

現状は重々承知しておりますが、私は別の問題で幼稚園の方々と、よくお話をしております。課長もご存じかと思いますが、その中でいま2人態勢ですよ、本務が。管理職である教頭が保育にあたっている。教育にあたっている現状の中で、今、あの2人が1人でも休んだら園児受入できなくなりますよね。

○ 新崎直昌教育長

その件についても、よく理解はしているんですが、なかなかそういうことは難しい。いま議員おっしゃるとおり、指摘のとおりですね、あの2人の内、1人でも欠けたら

定数減にするか、様々な方法を考えないといけないというのは、私どももよく理解をしております。

○ 6番 當山清彦議員

すみません、答弁になっていないんですよ。皆さんがわかりやすいように、答えやすいように長々と通告しているつもりです。ですので、対応策として定数条例を改正して、本務職員をもう1人雇えるかたちをつくったらいかがですかという話をしているんです。

○ 新崎直昌教育長

よく、そういう状況も議員と同じように理解をしているんですけども、現在のところ定数を改善してまでという、そこまでは議論が至ってないというのがほんとです。

○ 小嶺国土教育課長

教育長のただいまの答弁に補足させていただきますが、現行改正されている教育課の定数条例の数は定員8名となっていて、定数条例上は定数を満たしていないというか、まだ、余裕がある状況になっていますので、今、當山議員から質問がある今後の対策については園長とも協議して、教育長の方から、今後どういうふうに運営していくべきかという計画を園長の方から教育長に提出していただいて、その中で人数の増が必要なのかというのをお聞き検討していくという状況です。以上です。

○ 6番 當山清彦議員

委員会の定数が足りてないというのはわかっているんですよ。今、補佐もない状況じゃないですか、という意味ですよ、違います？

○ 小嶺国土教育課長

現在の定数条例上は、教育施設の定数ということになっていると思うんですよ。教育課で何人ということではなくて、教育課と幼稚園の定数として8人という決まりになっているはずですよ。

○ 6番 當山清彦議員

それで、定数に空きがあるということですが、本務を募集して幼稚園がちゃんと安定して運営できるように、もう1人公募されてはいかがですかということです。

○ 新崎直昌教育長

どの件も非常に重要なことであります。教育委員会の方も欠員といいますか、補充はしていますが、なかなか業務が進まないという状況がありますけれども、かなり検討をして、ゆくゆくは子ども達のため、あるいは村民のためですので、そういうことを踏まえて検討していきたいというのが、今までの、今日までの話し合いの状況です。

○ 6番 當山清彦議員

最初に申し上げたとおり、現場は限界にきておりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。要望として、もう1人本務職員を配置できるように要望しておきます。

次の質問に移ります。小中学校のエアコン整備についてお伺いします。これまで教育施

設のエアコンの整備について、一般質問の中で提言して推進してきた中で、専門教室においてもエアコン整備の必要性について議論してまいりました。過去の答弁の中で、すべての教室にエアコンを整備したと伺っておりますが、先日、決算審査の際に学校の備品検査に行つてまいりました。その際に伺った内容では算数教室、技術室、家庭科の3教室で未整備の状況であります。熱中症対策の観点から3教室においても整備が必要であると考えます。当局の見解と今後の対応についてお伺いします。

○ 新崎直昌教育長

算数、技術、家庭科教室の専門教室にはエアコンは設置していません。ただし今後、当該教室については、使用頻度や維持管理費等も含めて学校と協議をして行いたいと、設置できるように検討したいというのが答弁でございます。

○ 6番 當山清彦議員

この中で、今、使用頻度のという言葉がありましたけれども、熱中症対策と使用頻度ということは、この内容は以前、前の前の教育長ですかね、だいぶ議論したつもりです。使用頻度とは、関係ないと思っているんですよ、子ども達が学ぶ場所で熱中症対策としてエアコンを入れてほしいということを言っているんですね、議会の議場を考えてください、使用頻度何回ですか、いま、使用頻度の話は考えないでいただきたい。以前終わった議論をもう一回やらないといけなくなります。そのへん答弁いただけたらと思います。

○ 新崎直昌教育長

答弁をいたします。使用頻度というのは、一見合理的に見えますけれども、なかなかそういうわけではなくて、議員おっしゃるように、常時、使う時間が教科で決まっているとはいっても、なかなかそううまくいかないというのも現実ありますので、そういうことも含めて検討していきたいというご答弁もさせていただきたい。

○ 6番 當山清彦議員

政治も行政も継続でございます。以前答弁した内容が虚偽答弁でございますので、早急な対応をしていただきたいと思いますと思っておりますので、教育長、よろしくお願いいたします。

次にギガスクールについてお伺いします。新型コロナウイルス感染拡大が終息が見えない中で、子供たちの教育の場所や時間を失うわけにはいきません。どんな状況下でも教育が受けられるようにしなければならぬ。村では国のギガスクール構想を受け設備を整備しております。そこで以下一括してお伺いします。

① 設備の整備状況。

② 現状活用できるのか、家庭での通信状況等、あと職員が対応できているのか、児童生徒の対応ができるのか。

③ 新型コロナウイルス感染拡大による休校措置等で活用できるのか。④ 今後の課題について。伺います。

○ 新崎直昌教育長

このギガスクールもですね、沖縄本島の学校、あるいは離島の学校についても一所懸命取り組んでいるということは聞いています。①の整備の状況ですが、整備台数は児童生徒を基準に導入をしていますので、渡嘉敷小中学校、阿波連小学校の不足分、あるいは余剰、どちらかが平均した場合には足りているということが実情ですけれども、それは各学校で融通しながらというのが前提になりますが、対応可能だというふうに考えています。

②番いきます。現状で活用できるのかということなのですが、先ほどもご指摘ありましたように、Wi-Fiの環境がないというに答えた家庭もありまして、家庭に環境がなければ、そういう環境がない家庭の子たちは学校に登校させるというふうなことで遠隔授業を受ける対応になると考えていますが、現在、職員の研修であるとか、児童生徒、やっぱり低学年等もまだ勉強していないので無理な学年あると思うんですけど、徐々にそういうことも含めて準備していかないと、すぐということとはできないと思うんですけど、それと加えて学校の先生方もギガスクールについての研修といいますか、今、教育事務所ともそういう研修計画を組んでおります。ですから、それは実現しないといかんというのは当然のことですけれども、まだ、課題を抱えているということは事実であります。

○ 6番 當山清彦議員

すみません。ちょっと答弁が曖昧過ぎて、わからないんですよ。どれだけ整備できているのか、整備の詳細、通信状況だったり、課題というのは今伺いましたけれども、活用できないと捉えていいですか、整備はされていますけれども、活用できないというふうに捉えたらいいんですか。

○ 小嶺国土教育課長

では、お答えします。①番の答弁について教育長が答弁していた件なんですけど、導入基準が令和2年度の児童数ということになっていますので、その人数でいくと台数は確保されています。ただ、現在令和3年度になりまして、阿波連小学校の6年生が前年度8名いたんですけど、その子が渡嘉敷中学校に入っています。なので阿波連小学校に整備している台数に関しては余剰が出る状況になっています。渡嘉敷中学校に関しては8人卒業に対して14人入ってますので台数的には1台不足になるというふうに計算上はなるんですよ。ただ、その1台に関しては現行教育委員会からでも投入して、もし仮に休校で遠隔授業となった場合については、こちらのものも導入して対応は可能だということを、教育委員会としては考えているということです。

②番については、アンケートを実施したんですけど、一部Wi-Fi環境が整っていない子どもさんがいらっしゃるんですけど、ただ、他の行政区域でもそうなると思うんですけど、どうしてもそういう状態になっている方は学校の方に登校していただいて、学校で教室を分けて勉強してもらう、そういう対応になると考えています。

職員等については、これについては実際遠隔授業を実施したという実績がないので、一応、通信とか、基本的なことはできることは確認されているんですけど、やってみて、も

し問題があればという話になってきます。学校の方でもそういうふうを考えているようで、プリント等の準備も並行して行っているという話は聞いております。

③番についても同様になるんですけれども、実績がないので、もしそういう事態になった場合には実施してみて対応策を考えていくということになると思います。

④番今後の課題についてはですね、実際、遠隔授業を行っているところの報道とかを見ると、低学年になればなるほど、保護者の方、個別の児童が端末を起動して、ずっとその授業中、前に座ってするというのは難しいので、保護者に監督してもらう必要があるという事例があるというのと、一部、通信障害が出た場合に再接続するという手続きは低学年になればなるほどやっぱり厳しいですよ。やっぱりこれも保護者に対応してもらうというのがあるので、こういうのに関しても今後検討していく必要があるんじゃないかというのが課題として今あるということです。以上です。

○ 6番 當山清彦議員

今日の沖縄タイムスの1面で、見られているかどうか分からないんですけど、学級閉鎖休校で64校と1面ででかでかと載っております。本村としても整備している状況ですのでちゃんと使えるようにしていただきたいということで、シミュレーション等は考えてないですか。

○ 小嶺国土教育課長

まだこれは学校と正式に協議している訳ではないんですが、課で考えている中でシミュレーションという話も出ているんですけど、実際、例えば土日とかになると思うんですよ。通常、平日に関しては学校なので、学校内での接続テストとかは完了しているということですから、後は、各家庭に持ち帰って実施できるかどうかのテストになるんですけど、夜間か、休日にはなるのかなというのがあって、まだそれについて具体的な話は学校としてないです。以上です。

○ 6番 當山清彦議員

整備も進んでいて、いつまた村内で感染者が出て休校ということになり得ないわけですよ、なのですぐにでもできる態勢をとっていただきたいと思いますと思っているんですが、今、夜間とか休日とかというお話をされていますけど、いつどうなるか分からない状況で、子ども達の教育の時間と場所を奪わないために、今、このようなかたちで教育の提供がされているわけですが、今の状態ですと時間がかかるというふう捉えるんですね、今の答弁だと。について教育長いかがですか。

○ 新崎直昌教育長

答弁申し上げます。要するに情報化社会というのは必ず日本の世の中にもやってまいります。他国と少しタイミングのずれはありますけれども、そういうことを整備していかないと、国際人の育成はなかなか難しいんじゃないかというようなのが、指摘されているわけなんですけれども、議員の指摘のように、これは大切な国策であるというようなことは認識

はしています。ただ、先ほども申しましたようにWi-Fiとかそういった環境がないという家庭であるとか、低学年にはご父兄のそういう助力が必要になるとか、そういう難しい問題もありますので、教育委員会だけではなかなかスタートが難しい部分もあるのかなというふうに考えています。ただし、やはり教育行政、本庁とか島尻教育事務所あたりに相談をしながら、講師の先生方をお呼びして先生方の研修をやるとか、保護者のそういった研修であるとか、そのようなこともやっていけたらと考えております。以上です。

○ 6番 當山清彦議員

我々のような小規模自治体であればまだまだスピード感を出せるのかなと思ってます。大規模自治体でも進んでいることです。なんとか、早いシミュレーションをして、それで不具合が出た場合のマニュアルをつくって、子ども達でもタブレットを使える、通信状況の環境を整える。それをしっかりと進めていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

次に移ります。すみません、質問事項のところでも私の記載ミスです。2、3、4に関してが住宅行政についてです。ので2、3、4は続けていきたいと思います。

住宅行政について伺います。まず、村営住宅について伺います。現状、新築工事が進まない中で居住実態の無い世帯について住民から多くの苦情が寄せられております。以前、監査の際、総務課ですかね、係の方ともお話をしましたが、係1人ではとてもできるようなものでもないと思っておりますので、これをしっかりと執行部の皆さん、といっても難しいと思いますが、やらないと、どんどん苦情というものが増えてまいりますので、実態調査を実施する態勢を取っていただきたいと思っています。それで実態調査を実施して、渡嘉敷村営住宅設置及び管理に関する条例施工規則に則って、また必要であれば条例も改正して適正に運営していかなければならないと思っています。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。村営住宅については、以前から居住実態がない世帯の状況について相談が寄せられておりましたので、全世帯にチラシを配布し、住宅を15日以上使用しないときなど、入居中の各種手続きについて周知をしてまいりました。議員ご指摘の実態調査については、住民から寄せられた情報をもとに、先日、令和3年9月8日に実施をしております。その結果に基づいて渡嘉敷村営住宅設置及び管理に関する条例施行規則に則り、入居者と明け渡しに向けて協議を行ってまいりますと、1件、明け渡しの方向で調整中であります。以上です。

○ 6番 當山清彦議員

今、村長から答弁いただいた9月8日に実施したということですが、この1日だけで終わったんですか、この調査というものは、どういったかたちで調査を行ったのか、伺います。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。9月8日に村営住宅の担当者が以前からご相談がありま

した件を70戸すべてありますけど、それ全部回るわけにはいきませんので、実態として明らかに15日以上、空けているだろうと思われるところですね、相談があったところについて3件実態調査を行っております。その内、1件につきましては明らかに居住実態がないということで私たちは判断しておりますので、その入居者にすぐ連絡をとって、今後、明け渡しに向けて協議をさせていただきたいというふうに申し入れをしているところであります。そして今、協議を重ねて、いつどの時期に明け渡しができるかどうかも含めていま進めているところでございます。

○ 6番 當山清彦議員

もう一度伺いますが、住民から相談のあったところで3件という話ですが、どういうふうに調査をして、どうやってその1件を絞り出したのかを伺います。

○ 金城満総務課長

今年の2月に、村営住宅に申し込みをしたいという方が役場の窓口で相談に来られまして、その方のお話では、これは周りの方々ですね、周辺の方々から明らかに、この家は入居者が住んでいませんよ、というふうな情報がありまして、村の方で調査をしていただけませんかというご相談がありました。それに基づいて、今回、議員が一般質問に出ておりましたので、そのときには一旦調査をしてチラシを配布して、先ほど村長が言いましたけど、15日以上住宅を空ける場合には規定にもありますので届け出をしてくださいというふうなものも含めてチラシを配布して、全戸70戸のチラシを配布して周知をしております。その後については状況を見ながら現在に至っているかたちになっておりますけれども、最初にあったのは2月の相談に基づいてやって実際には9月8日に今相談があったものも含めて3軒を実態調査を行っております。

○ 6番 當山清彦議員

その3件が出て2件は外れたということでよろしいですか。15日以上居住しているというものをしっかり確認したということでよろしいですか。

○ 金城満総務課長

はい、議員がおっしゃるとおり2件については入居者に確認をして、実際話しを聞いて15日以上空けておりませんというふうな回答をいただいておりますので、今回1件ということで進めさせていただいております。

○ 6番 當山清彦議員

この実態調査というものは入居者に対する口答での調査ですか聞き取りだけですか。実際行っているかいないかという確認はしないんですか。訪問等はしていないんですか。

○ 金城満総務課長

もちろん訪問も含めてやっておりますし、聞き取りで村内に明らかに在住している方もいらっしゃると思いますので、聞き取りで15日以上空けていないということを確認して調査をしております。もちろん訪問もして入居者の許可をいただいて中に入って実態調査も行っ

おります。

○ 6番 當山清彦議員

これについてはまた後日、詳細、資料等も含めて教えていただけたらと思いますが、まだまだいるんじゃないかなと思っております。この調査があったから帰って来ているということも考えられますので、不定期でのこの実態調査というものが必要になってくると思っております。住宅不足をしっかりと解消するためにも不定期の調査も必要だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に移ります。渡嘉敷村滞在型体験農園住宅について伺いますが、現状の居住期間が定められている内容では定住促進には繋がらないと考えております。また今回入居希望者がいる場合くじ引きというふうに伺っております。くじというところで公平公正とはいえるが、今、居住してる方そして住民希望される方でくじを行った場合、この小さなコミュニティに島で居住されている方が出ないといけなくなった場合、島内在住者であれば、人と人のお付き合いがあります。辞退されるということになったと今回伺っております。辞退された方から、そういう不平不満があったわけではありませんが、どうしてもこういうことが出てくると思っております。ここについて条例規則の改正が必要だと考えております。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まずこの体験滞在型の農園施設、この施設は補助金を活用しております。新山村振興等対策事業補助金というものを活用して設置をした施設であります。この補助事業の趣旨目的が農林水産業の活性化を図ると共に地域の担い手の確保、多様な地域産業の振興を推進するとなっております。また村の条例においては設置目的も定住促進ということではなく、農業体験をとおした新規就農者を確保するということが目的となっていることでもあります。その観点からすると、この定住を目的とした賃貸期間を除外した場合には、農業に従事したい就農したいといった方々の今度は逆に、チャンスを奪うことにもなりかねないということになるかと思えます。ですから現時点においては、現在の管理条例等に基づいた管理が適切であるというふうに考えております。加えて言うならば、この住宅問題というのが根底にあります。この住宅問題について、実は今年度中に着手をしたいという準備をしている部分があります。これは村有地ではございませんので、これまで私有地の賃貸借契約等について、交渉をしてきて、その契約の今最終段階に入っております。今年度中にはこれを契約をして、事業着手をしたいというふうに考えております。先ほど総務課長からの話もありました。70戸の公営住宅を管理しております。実は70戸の内11戸については収入超過、1戸については高額所得つまり12世帯については本来外にでなさいと、外にというのは要するに公営住宅、これ低所得者向け公営住宅ですから、その本来の目的手指からすると収入超過、高額所得者は退去してください。ということなんです、対処先がないというのが最大のこれまでの退去できない原因でもあります。

ました。こういった方々が退去できる、要するに空け渡せるような状況をつくることがまず大事ななと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。質問していない内容までご答弁いただきありがとうございます。これまで村長が推進してこられた高所得者向けの住宅も考えられているということで、それは大変素晴らしい内容だと思っております。また今回のものが補助金を活用しているということで条例規則の改正は厳しいというのも重々承知をしております。ただ我々の仕事というのは規制緩和の部分だと思っております。なので、もしもう後1年で退去しなければならぬ方がいらっしゃった時に村営住宅の空きがでたらそこに応募をしてくださいとか、そういった流れを作っていないと、住宅困窮者になってしまうし、もしここで働いていたら、外に出るかもしれない、人が流れてしまいます。そういった部分も考えなければなりません。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの、一部繰り返しになりますが、既に入居されている方で所得によってかなり家賃が高騰しているといった世帯が多くあります。こういった方々が充分支払いができるような賃貸住宅なるものを、別に造って、そこへの明け渡し、転居を促していくということが必要かと思えます。その際に空きがでるといような予定が立てば、そういったことをまた告知をして、住宅に困窮している方々に対して提供していければというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

それがスムーズにいけばいいんですが、もう一件聞きたいんですが、くじ引きのやり方というのはもうちょっと考えられないですか。どう考えてもこの小さな島でいろんなつき合いがあって、応募して先住者がいる、我々は引かないといけないよね、というかたちになると思うんですよ。何とか方法ないですか、この件に関しては。

○ 玉城広喜観光産業課長

質疑へお答えいたします。現状くじ引き制度というのが、一番公正公平な制度というふうに認識しておりますので、今他の対応策というのは今考えをもっておりません。

○ 6番 當山清彦議員

考えをもっていないことはわかりましたが、どうにか考えていただきたい。同じ場所でのくじじゃないとか、いろいろやり方があるのかなと思っております。この点については私も研究しながら、また、お話をさせていただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。村営住宅滞在型体験農園等に原状回復に関かするトラブルが多いと伺っております。当局の把握している現状回復にかかるトラブルの内容と対処についてお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。今回のトラブルと思われる事案については、入居決定者に入居前に行うべき修繕について、入居開始予定日までに終わると伝えていたにもかかわらず、その作業日程の調整が上手くいかず結果的に入居予定日を超えた修繕工事等があったということであります。その修繕に時間を要したことで入居者にご迷惑をおかけしたというふうに考えております。この対応については今後このようなことが起こらないようにするためには、住宅の明け渡しの時点でしっかりと修繕箇所等について調査をして、修繕等が終了後に入居者の募集を行い、その際に実際に応募をする方々に内覧をしていただく。要するに実際の住宅を見ていただくということで、その状況を確認していただいた上で応募していただくというような方向に変えていきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。その方法が一番良いかなと私も思っております。よろしくお願いいたします。

次の質疑に移ります。野良猫保護についてお伺いします。こちらは継続質問となっております。公益財団法人どうぶつ基金を運営するTNR事業、さくらねこ無料不妊手術事業についてちょっと進んでいると話は伺っております。進捗状況をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業取扱要領を策定をし、7月19日付けで告示をしております。その後8月初旬に村内雄志が結成したボランティアグループ渡嘉敷ねこの会、このメンバーからさくらねこ無料不妊手術チケットの申請があり動物基金のチケット10枚の申請を行い、8月末には同グループに配布をしているという状況であります。9月10日現在の状況なんですけれども、今月の14、15ですから本来は昨日、今日なんです、ボランティアが保有する捕獲器等で4頭捕獲し、手術を実施する予定ということを知っておりました。それに関する経費としてボランティアメンバーの渡航費など費用弁償、あと保護猫用の餌代や捕獲機移動用のゲージ購入費が考えられ、今回の補正予算に計上をしております。また自治体で実施されている、他の自治体ではふるさと納税やクラウドファンディングなどで、これらにかかる費用を確保するといったこともされております。これらの財源確保にも今後努めていきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。進んでいるということで、また私も協力できることがあればやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質疑に移ります。FREE Wi-Fiについてお伺いします。現在、新型コロナウイルス感染が拡大する中でWi-Fiを求めて観光客が集まり住民とのトラブルが発生したと聞いております。ここで一時サービスの停止とWi-Fiを利用できる公共施設への防犯カメラの整備が必要であると考えております。こうやって人が集まる場所の管理が必要という内容の

質問でございます。よろしくお願いいたします。

○ 小嶺国土教育課長

はい、ではお答えします。この一般質問書受領後に議員に直接伺ったところ、公民館については住民とのトラブル内容が飲酒絡みのことでしたということだったと思うんですよ。公民館玄関前のスペースにはベンチが設置されており、島民や来島者の方の休憩スペースとして利用されていると考えております。そういう考えの元でFREE Wi-Fiを設置している状態ということになっております。このことが原因でこの場所で飲酒をし、住民のトラブルが発生することは好ましくないと考えますが、ただこの場所では昼食を取りながら情報を収集したりとか、休憩しながら情報を収集しているかという方々もいらっしゃるというのも事実だというふうに認識しています。なのでWi-Fiの一時停止の前に管理者の利用許可のない状態での飲酒を禁止しますという掲示をして、まず制限をかけたいというふうに考えております。それで改善されないのであればWi-Fiの一時停止等も検討したいと考えております。防犯カメラの整備については現時点では、この対応をいたしますので整備は考えていないということになります。

○ 6番 當山清彦議員

課長おっしゃったとおり事前に対応していただきましたが、J Aが近いということでJ Aからお酒を買って、また食料を買ってここで通信をしながらということもあります。また観光客が今回伺った話で言えば若い観光客の方がマスクもせずに裸で下着姿でうろついていて、それを注意した住民とのトラブルがあったと聞いております。また夜中にここで飲酒等をしているということも私もたまに見ておりますので、今回質問を上げておりますが、今課長が言ったのは注意を掲示するというかたちですか。それとも何か監視をするということですか。

○ 小嶺国土教育課長

まずは掲示でポスターとかチラシみたいなやつを作って要所に配置して周知するとそういうことを考えています。

○ 6番 當山清彦議員

掲示だとちょっと厳しいと思うんですよ。今までされていた方々が来て掲示見て別に何もしないと思うんですよ。周り誰もいないですから夜だったらですよ。なのでできれば公民館に関しては、一時休止をしていただきたいというのが強い要望です。あちらは高齢者も集まります。子どもたちも集まります。また社会教育の場でもありますので、今の時期というのもありますので、まず防犯カメラの設置をしてから通信環境を提供するというのが筋かなと思っております。ターミナルや旅行村等はまだいいのかなと思っております。観光客の方もいらっしゃいますので、ただ公民館に関してはどうしても住民の方が多く訪れる場所ですので、こういったトラブルがないように行政として管理態勢をしっかりと整えてほしいという内容です。いかがですか。

○ 小嶺国土教育課長

ただいまの件につきましては、ちょっとこの場で即答することは難しいと考えますので、持ち帰って再度検討したいと考えます。

○ 6番 當山清彦議員

庁舎には守衛の方もいらっしゃいますので、夜間の見回り等もされていると思いますが、もっと回数を増やすとか、そういったこともしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次に港湾行政についてお伺いします。釣り客の規制についてですが、村内の港湾、磯等でマナーの悪い釣り客が増加しております。撒き餌、エサ、釣り具の放置、または許可なくキャンプをする釣り客も増えています。当局で新たにルールを作成し港湾を監視、警備し罰則等も必要と考えます。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まず釣り人というのは、観光客、例えば島外からの観光客もいますが、村民の中でも釣りをされる方もおります。できる限り釣りを楽しんでもらいたいというふうに考えておりますが、そのためには釣りのマナーを釣り人が理解し守ることが先決だと考えております。これについてはマナーの周知と看板等の設置をまず行いたいと思っております。例えば瀬渡しなどもあります。そういった所には島内の事業者が瀬渡しをしているというようなこともあります。そういった事業者へのマナーの周知徹底をお願いするというようなことも含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

やはり怖いのが釣り具の放置で子どもたちが怪我をするというのが一番怖いところです。また餌の放置等でカラス、猫が集まって更に汚れていくというところもありますが、そこで進めていくという話しではありますけど、渡船をされる業者さんへの注意喚起直ぐにでもやらないといけないと思っております。また監視ですね、村長がお付き合いで譲渡された船舶があるじゃないですか。あれで定期的に磯とかを警備というのも効果的じゃないかなと思っております。あと、こちらの要望としては、渡船業をされている方に渡す際に村に許可を取るとか、渡した後の清掃、その画像も撮ってくるとか、そこまでしないと今の内容だと直らないと思っているんですよ。プラス渡した方への罰則、釣り客への罰則というのも決めていかないと、よその自治体や港湾のように釣り客を規制、柵をしないとイケないとかそういったことにも進んでくると思います。いかがですか。

○ 座間味秀勝村長

まず港湾施設ということについては、漁港は村の管理ですけれども渡嘉敷港については港湾施設は沖縄県の管理ということで、県の管理条例等が適用されるということになります。それに則って管理をするということになります。実際、漁港等でも釣りのためにテントを張ったとかということのをこれまでも通報があったりすると職員が出向いて注意をして

いるというようなこともございます。先ほど瀬渡し、瀬の方でという話だったんですが、これについては、例えば一番いいのは釣りをされる方、要するにされる人を渡す方、その方々がしっかりとマナーというものを守ってもらうことが、まず大事なというふうに思っております。島内からの渡しだけではありません。島外からもあります。そういったことも含めて、どのような対応をすべきか島内については直ぐにでもできますが、島外については、まずはお願いベースでやっていくということでやりたいと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

この後、新垣議員の方からも同様の質問がありますので、このへんで終わりますが、もう1件、今お話した村長のお付き合いで譲渡された船舶があるじゃないですか。もう村の財産となっております。これから維持費だったり管理費かかってくると思いますが、こういったものに活用されたらいかがですかということで、先ほどお伺いしたんですが、いかがですか。

○ 座間味秀勝村長

科学技術大学院大学から無償で譲渡を受けたボートのことでございます。昨年12月に譲渡を受けてから、まだ一度も使ってはいないという状況です。もともと使う目的として台風のあと防波堤など消波ブロックの散乱によって船舶の入港が妨げられはしないかということが例年ありますので、その管理のためにというのが大きな目的でありましたが、幸いこれまでそういった状況は生まれていないということで、まだ使っておりません。ですが、先ほど議員おっしゃられたように、これはそれだけの目的ではありません。例えば前島であったり、あるいは海岸線、これを管理する巡回する必要がでた場合には、その利用もあります。それには、まずこれをやるには船というのは車と違って、やはり免許を持っているから直ぐできるというもんでもないのかなというふうに考えております。今、私の方で準備しているのは、マニュアルを作成をしてどういうふうにする、どんなふうにするということを含めて、職員に周知をしていきたいというふうに考えております。その中である程度、技術の習得というのも必要ですので海でのことは、そこも含めて、今後、講習なりをしながら活用はしていきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

よろしく願いいたします。次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染対策について1件伺いますが、新型コロナウイルス感染の最前線で感染のリスクを抱えて業務に就いている船舶課の職員、またはワクチン接種等に係わる職員、またはその他職員へ新たに新型コロナウイルス感染症手当等、仮称で記載してありますけれども、こういったものの支給が必要だと思っております。やはり働かれる方々のご家族も大変懸念される部分だと思っております。手当で少し和らぐ部分もあるのかなと思っております。他の自治体でこういった手当の支給が始まっているというの伺っております。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

まず村では令和3年6月1日から新型コロナウイルス感染症に対応するために、緊急にコロナ措置にかかる作業に従事したときは、防疫作業手当を支給するというようなことをしております。これはどういうことかと言いますと、確実に感染の疑われるあるいは感染しているといった人を移送するであるとか、運ぶとかいったことにあたる人のことをしております。誰が感染しているかわからないけれども危険はあるよねということになりますと、全ての人がそれに該当してしまうということになります。国から示されているこの手当等の基準についても、現在そこにその手当を出すというようなことについてはございませんので、現時点ではこのような手当の出し方というのはいかなるものというふうに解釈をしております。

○ 6番 當山清彦議員

今のは令和2年度に出された人事院からの内容ですかね。であっていますか。はい、でそういうところでは消防団の給与も改正されたときにも同じ話をしたと思っております。やはりこういった作業にあたる方の離職というものが正直怖い部分と、やはり職員の精神的な部分、そこを何とか保てるようにと思って今回の質問を上げておりますので、今後絶対に必要な手当だと思っておりますので、今後慎重に検討して手当を支給できるような私たちをつくっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

次に1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて4点ほど質問させていただきます。皆さんもマスクをされていますので、先ほどからちょっと聞きづらい点がありますので、できるだけ元気な声でご発声をお願いしたいなと思っております。まずは1つ、住宅問題についてでございますけど、これ私建設入れたつもりだったんですけど、住宅問題だけになっていますけど、これは住宅建設問題ということで受け止めて欲しいなと思っております。これ契約なさってから8年になります。今まで3名の方の村長が携わっております。だけどいっこうに建設がされていないと、私も一週間前からちょっと地主の方から条件が違うんじゃないかと、私は村営アパートを建てるということで貸したのに、そうじゃないと現在に至っても、なんというんですかね、土地が荒れているというふうなことで、何か契約を白紙に戻したいような言い方さえしていました。私ももう少し待っていただくようにということですけど、これ進展、いつも村長、入札不調、不調ばかり言っていますけど、これ永久的に入札不調になりますよ。今の物価の値上げの段階では。それ以外に方法というのは何も検討していないんですか。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。議員ご質問の民間の民有地ですね、民間宅地についてお

っしやるように7年5カ月が経過をしていると契約からですね、そういう状況であります。この間に設計、現場調査等も行って設計までは立ちあげて2年間にわたり発注をかけたけれども、その間落札がないと応札、入札不調に終わっているというような状況であります。実際この現場調査、ボーリング調査、設計等にかかった費用が1千万円を超えているというような状況もございます。これには補助金も投入されております。つまりそこを断念するということになる、じゃあ補助金の返還が生じるということになってまいります。現在厳しい財政運営の中で数百万円、1千万円に近い補助金をじゃあ返還しますというのも非常に厳しい状況でありまして、そこは今この住宅建設ということについては、棚上げ先送りをしているというようなことであります。補助事業そのもののですね、建設年度を先送りをしているという状況であります。この土地とはまた別に、今現在は、貸借、そして売買の村が買い取るということでの住宅整備を検討している所もう1件、賃借して整備する所もう一カ所というふうにして、今計画を進めているところであります。158番地でしたか、これについては、今後、地権者の方にも、こちらから現状をご報告申し上げて、今後どうするという意向については、またこちらからも伝えていきたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

ある程度のあらましのことは、これに対しての答弁は理解しているつもりであります。今、地主も体調不良でちょっと入院しているということで非常に気にして、そういうことをまた再度聞いているような状態でございます。私も土地問題に関してはあらゆる面で村長にも情報を流しているつもりであります。村長、自体も直接またその地主等に訪問なさっていろいろ交渉しているのも、私は、それは高く評価しております。だけどまだ住宅問題が議会でよく上がるけど、まだ1件もまだ建設されていない状態においては、村民としては不満を感じるわけですよ。ほとんどもう村民もどこの土地がどういうふうになっていると、だけど地権者の問題等で流れたりとか、そういうのほとんど知っていますけどね、これ村長どうですか。私が一般質問するのに関しても、かかわってくる問題ではありますけどね、取り敢えず1件でも木造なり何なりのかたちを造って、その姿勢を私は見せるべきだと思いますけど、それについてはどうですか、村長。

○ 座間味秀勝村長

先ほど當山議員の一般質問の中でも少しお話をしましたけれども、今1カ所については、実は、今日、測量に入る予定があります。測量をして地籍を確認をして、その中で住宅を建設をしていくというようなことで、これ年度内には確実に着手までは持っていきたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長もご存じのとおり、特に東の方には非常に空き地が多いと、それもちちゃんと管理されているんじゃないくて、前回、私、言ったように雑草だらけで、とても見苦しいというそ

ういう土地が、東の方には多くあります。できたらそこら辺も環境的にもあまり良くないので、今後の交渉については、速やかに地主との交渉を穏やかに進めていって1日でも早く、そういった住宅が建設されることを高く望みます。

次いきます。保育所問題についてでございます。私も週に5回は保育所の前を通ります。いつも子どもたちにおはようございますと言われて、私自身も毎日癒されている状態でございます。その子どもたちを見るたびに、島の将来は見通し明るいというふうな感じを受け取られます。いろいろ若い奥さんたちと話す間に待機児童問題が発生しているということで、もう一人実はお子さんをつくりたいけど、そういった問題等があつてなかなか家族との問題等があまり会話が進まない、この待機児童というのを、私、始めて聞いて、あるところによっては、待機児童たくさんいるぐらいお子さんがいるというのは微笑ましいことでもあるんですよ。私、保育所の方に行って何がなくなっているかと、施設の問題なのかなと、聞いたら施設に対しても1人当たりの平米数は何の問題等もないというふうに聞いております。現在、この待機児童が何名いて、その待機児童が発生している原因等をできたら聞かせていただきたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。現在、保育所の保育士及び園児の数は、まず主任保育士は1名、2歳クラスに本務職員が1名で6名の園児を見ている。1歳児クラスに本務職員1名で4名の園児、0歳児これが一番若い0歳児クラスに2名の会計年度任用職員で3名の園児が入所をしているという状況であります。会計年度任用職員の1名が11月から欠員になるという予定がありまして、現在、職員の募集を行っているところでありますが、今のところまだ見つかってはおりません。待機児童に関しましては0歳児2名が既に入所の申請をしているのですが、待機をしているという状況であります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私が住宅問題が絡んでいるのかなといういろいろ思ったんですけど、今、村長の説明ですと、そういった問題等じゃなくして、スタッフの問題がネックになっているというふうな解釈していますけれども、これ募集しても来ないというのは何だかの勤務の条件が悪いのかなのか、そこらへんをお聞かせ願います。

○ 座間味秀勝村長

勤務の条件と言いましょうか、そもそもこの資格を持っている方々が余っている状況ではない、要するに仕事をしていない状況にはないということが言われております。村としては住宅も2戸、職員宿舎と民間を借り上げて1戸ずつですね、合計2戸、先ほどの幼稚園のこともありますし、2戸、用意をして募集をかけているというところであります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長、具体的にね、開けての3月からこれ待機児童はゼロになるという解釈していいですか。

○ 新垣聡民生課長

先ほど、村長から説明があったように、11月からは保育士が1名になります。1人で3名までは見られる状況ではあるんですけども法律的にはですね、ただ1人で3名を見ていると、休憩とか休みとかそこらへんの福利厚生の部分の物理的には無理だということなんです。今、1名、11月に欠員になる部分についての募集をかけてるところなんですけれども、その1名が入って、回せるのかなというふうに所の中では考えていて、待機児童が今のままでは解消ということにはならないと思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

待機児童の問題が解決しないということは、今後、島の子どもたちが増える可能性も間違ったら望めないというふうな私は解釈になります。できるだけこういった離島の場合は、なかなかお子様が少ないというのが現状ですので、できるだけ村長、そういったさまざまな条件が整えないとできないと思いますけど、そこらへん一汗流して、できたらそういった待機児童ゼロを目指して、ご尽力なされるようお願いしたいと思います。

次いきます。全国学力テストでございます。去った9月2日に琉球新報に、その結果が載っております。これは毎年やっているのか、その制度は私もわかりかねないんですけど、全国と沖縄の差が以前にも私も見たことがありますけど、だいぶ近づいていると小学6年生の場合は国語が全国が64.7、それに対して沖縄県が65点、算数に対しては全国が70.2、沖縄県が69、中学3年生におきましては国語が全国が64.6、それに対して沖縄は60、数学は57.2に対して、沖縄は52です。これが9月2日の琉球新報に載っていたものでございますけど、教育長にお尋ねしますけど、我が村の子どもたちは沖縄の数字に達しているのか。あるいは全国の子どもたち以上なのか、お聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えをいたします。実は昨日、校務研と教育委員会の合同会議をやりまして、その中に両校の学校長からそれぞれの学校の今回の全国学力テストの点数も含めて、報告してもらいました。それに基づいてお答えをするわけですけど、但し、この目的を、例えば日頃行っている授業の先生方の力量を向上するとか、あるいはなぜこの成績が全国的にみてこうなったのか、また県と比較してどうなったのかというようなことも含めて校長、教頭、教務主任には報告をしてもらいました。ですから今回ですね、村の学力向上委員会というのがあります。それについての報告はしてもらおうということで、今回細かい数字の報告は、ご遠慮申し上げたいと思っているわけですけども、今年度の全国学習状況調査の結果、学力テストも含めてですけども、概要として阿波連小学校及び渡嘉敷小学校は全国平均、沖縄県の平均を上まわっているということです。そして一番課題になるのは毎年そうですけども、中学が全国平均におよんでいないんですけど、沖縄の平均は少し上まわっているというふうな状況で、昨年は、実はこのテストは中止でした。今年の4月か5月にやって、その結果が急きょ沖縄県全体の学力向上にしたいという県の教

育委員会の大きな目標もあって、かなりの教育長会議でもそういう話題になりました。その差が思ったよりも開いていかなかったというふうなことがわかって、各市町村の教育長、少し安心したんじゃないかというような印象を受けましたが、今回、村の基礎学力向上推進委員会と学校現場と一緒にあって、もっと基礎学力が引き上がるように努力をしたいと考えております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 1 番 與那嶺雅晴議員

何年か前に質問したと思いますけど、確かに中学の方はワーストなんですけど、その数字は縮まっているのは事実でございます。これからも学校現場における関係者等、あるいは父兄等もご尽力してできたら、全国の数字に近づくように努力していただけたらありがたいというふうに思っております。

続いていきます。新型コロナウイルスに対しての問題ですけど、これは先ほど當山議員からもいろいろ違った方向でのコロナに対する問題等が出ております。緊急事態が今宣言中であります。これに際して村長、ちょっと村民からの疑問点があるということで、これ1回だけの放送でしたけど、フェリーの乗客定員を半分にするという放送がありました。最初、私の聞き間違いなのかというふうに、私自身、耳を疑ったんですけど、その放送は1回きりです。なぜ緊急事態は8月以前にあるのに9月になってからということで、これは、私だけじゃなくて、村民自体も疑問に思っております。いろいろ村民と何名かで協議した結果、これは経済的なバランスのためなのかなというふうに解釈しております。というのはうちは観光立村ですので、やむを得なく、そういう判断をしないといけなかったのかなというふうなことも考えています。私も、ほとんど船が入港する度に、港いますので、私は、毎日数えています。フェリーが40名、今日は何名というふうにほとんど数えています。夏場は8月ですか、連休等が続いたときは、確かにほぼ満席というような状態であります。地域の離島によっては、連休期間中は船を止めると運行させないという離島もありました。これも徹底したまた対策の手段としては、いいかなというふうに、私は思いましたけど。我が村においては9月になってから客を半分にするのは、これは皆さんの何か悪く言ったらパフォーマンスなのか、それとも真剣にコロナに対して、我が村にそういうのが入ってこないような手段としては、ちょっと疑問点があるなと感じますが、村長の胸の内をお聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まずこれまでの経緯を少しお話をさせていただきます。特措法に基づく緊急事態措置が5月23日、当初は5月23日から6月20日までということで、沖縄県に発出をされております。その後4度の延長で9月12日までとなり、今現在は更に9月末

までとなっておりますが、この判断をした時点ですので9月12日までとなり、宣言期間が113日間に及ぶこととなりました。8月25日には新規の感染者数が809人、過去最高を記録しています。そして同日、沖縄県が感染急拡大を食い止めるための対処方針を打ち出し、その中で感染者を減少させるため、人流を抑制し混雑した場所への外出を半減しなければならないというふうな方針を打ち出しております。これまで村としては村民の生命と健康そして同時に経済暮らしを守るために、感染防止を図りながら観光客を受け入れてまいりました。しかし、このところ感染拡大しているデルタ株はこれまで以上に感染力が増し、若者や小人の重症例も発症しており、これに加え8月25日の知事コメントによると、8月24日時点で、コロナ重症病床42床のうち、32床が埋まり、本島中部地区及び那覇地区ではコロナ病床の占有率が100%となるなど、県内、医療体制が逼迫し、感染しても入院や治療を受けられない状況が顕著となったことから8月31日、午後に対策本部会議を開き村内、各関係団体代表者のご意見を伺ったうえで、更なる感染防止対策として感染拡大に繋がる混雑を防ぐため9月2日以降受ける予約について緊急事態宣言期間中、村営定期船の旅客定員を半減するという措置を講じております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私も、先ほど言ったように経済的にも大きく関連しているんじゃないかと思いますけどね。村民はね、村長。今あんた方が言ったことを非常に疑問に思っているんですよ。今の説明では私も納得します。でもそれに対しての何一つの提示等もされていなくて、ただ9月から定員を半分にすると。今みても半分しなくてもせいぜい4、50名ですよ定員。だからこういうのを村民にも、特にコロナの問題に関しては神経びりびりしていますので、そういった情報等も提示して村民にもわかりやすく、理解していただけるようお願いしたいと思います。

言葉の中に「やまない雨はない」という言葉がありますが、このコロナの問題については、どこの市町村もいつ解決して、平和な暮らしができるかというのを望んでおります。我が村においても、この問題に関しては、油断することなく皆さんもお互い緊張感を持って、また元の平和な島に戻れたらいいなと思います。これで私の一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで1番、與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

5分間休憩をいたします。

休憩します。

再開します。

次、2番、国吉議員の発言を許します。

○ 2番 国吉栄治議員

お疲れ様です。それでは通告書に、従って早速質問させていただきたいと思います。こちらの方続いておりますが、コロナ対策についてということで、未だにゴールの見えないコ

ロナ環境下ですが、こちら前回の6月よりも現状厳しい感染力でただワクチンの方もおちついてきたというところで、ただ先行きすごい見通しが難しいということなんですが、感染者数は、減少傾向になっていると思うんですが、ずっと緊急事態宣言が続いている状態です。今後、我が村として何かしらの支援策をお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

お答えをしますが、まずこれまでの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金これを活用して、まずこれまでのものについて少しご説明を申し上げます。事業者支援協力金の給付事業で1千110万円、事業者家賃支援事業で61万3千円、給付事業の追加で2千340万円、トータル3千511万3千円の支援を講じてまいりました。現在も2次交付金を活用して、新しい生活様式支援事業及び家賃支援事業の第2弾、これを10月18日までの受付として実施中であります。しかし、これについては、この新しい生活様式支援事業については、申請が今のところ5件というふうに止まっておりますので、このへんについては再度周知を図って活用していただくようにしたいと思っております。今後という話なんですが、事業者支援分というのが追加の交付があるというような状況になっております。これについては関係機関である観光協会や商工会の意見を聞いてどういった支援策を講じるべきか検討をしていきたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。ただ船の方も先ほどもあったんですが、減便と、あと人数規制を入れているということで、ここらへんは当初、島民に対しても1万円配っていたりとか、渡航自粛とかということで、やはり観光客が減ると、我が村の方は観光業者がものすごく多い、国の支援も飲食に関しては支援されてますけど、ホテル業とか、ダイビングサービス業、こちらの方は支援でていないので、その点しっかり考えていただいて、特に支援がでていない状態が続いていますので、そこらへんも考えて支援の方を考えていただければと思います。

続いての質問なんですが、今朝、貰っちゃったんで確認していたんですけど、続いて2番目の通告書のところで議事録の方とか構成、会議対策の構成ということで、先ほど與那嶺議員からも上がっていたんですけど、こちらの方こういった議事録をホームページ等に掲載していただければ、今、我が村がどういう対応をしていて、どういう考えを持っているのか、すごく伝わりやすいと思うんですけど、そこらへん通告書には書かれていないんですけど、どう思いでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

議事録については、これは何も秘密ということではありませんので、今後、公開するような方向で対応していきたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

もう1点なんですけど、通告書には載せていないんですけど、前回レベル分けされてい

たじゃないですか。沖縄県の指標に則ってレベル分けされているということだったんですが、現状ホームページにも載っていないんですが、そこらへんは何か理由があるんでしょうか。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えします。前回の議会でガイドライン、その行政版のガイドラインで載っている数値が、今、沖縄県が出している数値、合わないということのご指摘を受けまして、いろいろ庁内で検討した結果、どうしても私たちがホームページでオープンしているのは、あくまでも行政版ということで、数値化できない部分がありましたので、それはもう沖縄県がしっかりと療養者数とか陽性率とか、いろいろな指標をだされてありますので、そちらに準じて、今の状態を村民の方々には確認していただいて、しっかりと感染防止対策を取っていただくということにして、考えの元に行政版については、あくまでもそこは参考にはしますが、数値化で、じゃあ、村民、陽性者が1人出たからどうする船を止めるとか。そういうものではなくて、沖縄県の感染状況を勘案しつつ、村の施設としてどのような対応をするかというようなかたちで、ガイドラインを元もと設定しておりますので、そのガイドラインはホームページから削除しておりますけれども、あくまでも沖縄県との差があるというような認識ではなくて、それに準じてあくまでも行政版のガイドラインをお示しして、これに基づいていろんな感染防止対策を取るということで、現在ホームページからは取り除いております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。前回のレベル分けされていたのは、すごく好評だったんですね、わかりやすいということで、観光客目線で見てもすごいわかりやすいという話と、来れるのか来れないのかというところで、ただそういった経緯がどういうふうに決まっているのか、先ほども上がっていましたが、どういった内容で、どういった構成で決められているのかというのが、わからないというところで、今回、議事録載せてもらうということなので、その点は解消しているんですが、やはりホームページには、我が村として、どういう受け入れをしているのかとか。例えば、お客様を受入はしていますが、感染対応をして下さいなどの告知、そこは改めてホームページに載せていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしますということで、質問を変えさせていただきたいと思ひます。

2番目なんですけど、幼稚園の給食についてということで、こちら僕調べたところと、あと父兄の方から何人か伺ったんですが、こちら一般質問にも度々出ていますが、現状。幼稚園ですねごめんなさい。幼稚園の給食の方が、現状の週1日だけではなく、小中学校同様に給食を提供して欲しいという要望がすごい多いんですけど、こちら対応できない理由はなぜか、ということ率直に伺ひます。

○ 新垣直昌教育長

できないということを問うているわけですが、答弁をいたします。実は、先ほど国

吉議員からもご指摘があったように、保護者からも若干そういうようなことは起きているということは報告を受けております。教育委員会としても完全実施に向けて、やっていきたいというふうな考え方を持っておりますが、その作業が遅れているということで、大変申し訳ないんですけれども、そのところをご理解いただきたいというふうに思っております。いつからというのは、やはり学校との関係もありますので、しっかり検討をしてトラブルが起こらないようなかたちで進めていきたいというふうに聞いております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。そうするともうこれは学校給食は1週間に1回じゃなくて、毎週進めて行く予定はもうあるということなんですね。僕が聞きたかったのは、どうしてこれ遅れていたのかというのをちょっと聞きたかったんですけど、その方向ではもう向かっているということなんですか。

○ 新垣直昌教育長

ただいまの件ですけれども、最初の方に申し上げましたように、いろんなコロナ対策であるとか、学校もそういうようなことで、行事も精選をしたりとか、授業実数も特に2年度は授業実数も足りるか、足りないかそういうような心配もしていたこともあったんですけども、教育委員会も定数減になってしまって、業務がなかなか進まなかったということで、そのお詫びを申し上げたいということでもあります。

○ 2番 国吉栄治議員

今、教育長が言われている内容だと、今現状起きている人手不足だとか、いろいろあると思うんですけど、この質問って実は今回初めてじゃなくて、ずっと実は続いているんですね。今すごい、教育長、前向きに話しされてくれているんですけど、そうすると問題は人員が足りないというところでは言っているというところよろしいですか。コロナの影響でとかという話も出ていましたけど、もう一度伺っていいですか。

○ 新垣直昌教育長

この件は、調理上の話なのか、人的な働く人たちのお母さんたちの数なのかということ、私ちょっと掌握していなかったんですけど、それをずっとやっている調理長に聞いてみたいと思います。

○ 小嶺国土教育課長

実施ができていない理由といたしましては、完全給食に向けての準備は実際、実施はしているんですよ。供給も可能ということにはなっているんですが、ただ教育課としては給食費になるんですけど、現行、聴取している保護者からの給食費自体がかなり前から改善されていない状態になっているんですよ。なのでこれを機に給食費の見直しを行って、料金を多少負担増にしてもらって実施したいというのがありまして、ただかなり前に制定されている給食費の根拠がちょっと確認できないのと、他の市町村とかを参考にして、算出するということになると、かなり細かい算出のされ方をされていまして、ちょっと時間

がかかっているところに、新型コロナウイルスの対応とかが重なっているんで、ちょっとそちらの方が遅れているということになります。これはもうこちらの方の完全に遅れですので申し訳ないです。ただ教育課としては、まだコロナの状況が続いていますので、こちらの方の状況が改善する目処が立ったら、また再度、完全給食に向けて努力はしていますので、ご理解をお願いしたいということになります。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。こちらの方はいぶ前から問題上がっているんですけど、まず前向きに進めていくという言葉をいただいたのは、すごい前進なのかなというのと、実際の進めをしているんだけど、コロナ期間において、ちょっと足が遅れているということで、親御さんたちの理解も深めていくうえでこういった情報は、ぜひ発信していただければと思いますので、何よりも早めに、皆さん大変だと思いますので、給食の提供をしていただければ、ほんとと助かると思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、3番の方なんですけど、民家の雑草駆除についてということで、前回ちょっと僕の方時間なかったんでちょっと早めに聞いたので再度の確認になります。まず現在の進捗状況をお教えください。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。令和3年9月6日付けで、渡嘉敷村空き地等の環境美化及び適正管理についての協力依頼の文書調査をした状況写真、この草の生えている状況、これを付けて所有者へ発送をしているということであります。今回は所有者が対応できない場合を想定し、村内で草刈りなどを請け負う業者の連絡先、これも明記をして送付をしているという状況であります。

○ 2番 国吉栄治議員

これですね、村長、連絡は何件送られて、対応されている所が何件あるとかまで確認されていますか？

○ 新垣聡民生課長

はい、お答えします。今回、発出した文書については、渡嘉敷地区で11件、阿波連地区で11件、計22件の方へ発送しております。その後の対応ということなんですが、まだ日にちが経っていないので、実際まだどちらもそれに対して対応していないと思っています。ただ、1件については、電話連絡がありましてどういったことができるのかの相談、村にお願いができるのかとかですね。その際には、文書の中に書いてある事業者が請負できますよというふうに案内をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

これ2番に続くんですけど、そういったことで、まだ不在者がいないところで対応されていないところがあるというふうに、やはり村民の方思っらっしゃる方いらっしゃるので、やってくれているというのは、ありがたいんですけど、確か7月の頭ぐらいに来られ

て、家の近くでも非常に草刈り進んでいたかなという状態ではあったんですけど、まだやられていない所ともあるとなってくると、特に蚊とかヘビとか害虫問題とかも発生しますし、そういった点で、すごく心配されている方とかも沢山いらっしゃるんで、その点も合わせて、早めに対応していただければいいのかなと思いますんで、どうぞよろしくお願いします。

最後の質問になります。4つ目、渡嘉敷港の遊漁船等置き場エリアについてということで、こちら前回は確認しているんですが、令和元年度に設置した、この巻揚機の現状の状況報告をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。今年の6月18日に沖縄電力が新規の引き込み電柱を設置をし、電力が供給されたことで、正常に稼働をしているというところでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

確か6月に直ぐやられるという話で、そのときの質問もそうだったんですが、気になるのは、これ利用者数、確かいらっちゃって、あと使用料の支払い等も確認していたと思うんですけど、そこらへんはどのようになっていますでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。この正常稼働が実施する前までの利用者もありましたが、それまでは利用料金を徴収はしておりません。その後の利用に関しては、料金徴収を開始しております。

○ 2番 国吉栄治議員

前回はちゃんとした電力が供給できてなかったから、ちゃんとしたものを提供できていなかったから取れないということはわかったんですが、2番の方に続くんですが、今後そういった点も含めて、使用の際の料金の案内だとか、誰が何処に行ったら借りれるのというのがちょっと記されていないということで、そのまま読み上げさせていただきますけど、使用の際の注意、使用ルール案内、説明を周知徹底されているのか、ということを再度伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。今、利用に関するルールということですが巻揚機の建家の方に、巻揚機利用遵守として周知をしております。その周知の中に8つほど遵守事項を記載しております。1つ目、利用者は申請により許可を受けるということです。それから利用者は適正利用に努め目的以外使用をしない。3つ目、利用者は使用する際にあたり2人以上で安全に配慮し使用する。4つ目、利用者は整理・整頓・清掃をする。5つ目、利用者の故意、過失による事故については、村は責任を負わない。6つ目、故障発見または故障したときは、直ちに報告をする。7つ目、管理運営に非協力的な者に使用を禁ずる。8つ目、巻揚機の使用料は下記のとおりということで、下記の方に定めております。

○ 2番 国吉栄治議員

これ例えば、利用料金、載っているという話なんですけど、利用する場合って役場に行ってその場で払うんですか。それとも何カ月後とか、そういったルールとかもあるんですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

その場で直接払うことも可能です。納付については、すみませんちょっと規定の方持ち合わせておりませんが、確か翌月の末までだったかと理解しておりますが、未確認でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

そこらへん勿論、規定作っておかないとちょっとまずいんじゃないかなと、徴収の面においてですね。金額もそんなに大きくないので、いつまで払うのかとか、そういったのが決まっていなといけないのと、あと日曜日とか役場閉まっているときとかはどういうふうに考えられているのかなと。

○ 玉城広喜観光産業課長

これまでも祝祭日、休日に利用の状況の実態はございます。そのときは役場の方に日直がおりますので、週明けにでも納付の方をお願いしますということで了解を経て納付をしていただいております。

○ 2番 国吉栄治議員

取り敢えず、そういった料金の徴収のやり方とかも含めて、もう少し精査してもらった方が、たぶんよろしいのかなという部分がありますので、ぜひ、ご検討いただければと思います。あとはこちら質問事項で書かせてもらっているのが、実は巻揚機を置いて巻揚機のルールだけでなく、その周辺の方も特に3番の方に続くんですけど、近年増える船舶、周辺の港のことも合わせてルール決めておいた方がいいのかなというふうに思います。そういった苦情というか、そういった話も上がってきています。まず一人で何隻分も占用されている方とか、あと走路が封鎖されている。これ阿波連漁港とかもそうですけど廃船らしき物が置かれていたりとか、そういったケースになっていくと、結局、公道ではないんですけど、皆さんの共有財産が使えない状態になっていくので、そこら辺のルールづくりが必要と。あと台風時も荷揚げ用地に、ここらへんスロープの方の場所の取り方だと思うんですけど、こちら船舶ロープで固定するという時に、他船に迷惑をかけているという状態が発生しているんですけど、そのままずっと止めっぱなしでということで、なのでその点とかは、どういうふうに考えられていますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。議員が示す（イ）の方ですか、議員が示す走路としての位置づけはございませんが、新設した遊漁船避難場の巻揚機前、船揚場の上げ下ろしをする車路だと思いますが、その場所は上げ下ろしをする、作業をする共有の場としておりますの

で、長時間船を置くことはできません。現在、苦情は寄せられておりませんが、そのような利用状況があれば、利用者に利用上の周知を図れるように考えております。それから（ロ）の方ではありますが、議員が示す荷捌き地は渡嘉敷港、北側の船揚場と道路の間だと認識をしております。この荷捌き地においては、平成27年に財産処分により係船環を整備し、台風時、荒天時のみ利用ができる旨の周知を利用者にしております。しかし、時間の経過により、その周知が薄れている可能性がございますので、再度、関係者への周知を実施したいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

そうすると課長的にはルールづくりも合わせてやっていくというお考えではありますか。3番で上げさせていただいている内容で言えば。

○ 玉城広喜観光産業課長

先ほども申しましたが、ルールはもう以前に確立化されているということで、その周知が、ちょっと時間と共に薄れている可能性がありますので、再度ルールに沿った、紙で利用者に周知をしたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

はい、ありがとうございます。ただ渡嘉敷港の方も阿波連漁港の方もそうなんですけど、最近もう誰の船かわからないというか、非常に船も増えてきていますので、ジェットスキーとか、もろもろ持って来られる方とかも観光客なのか、新しい方なのかというのがわからなかったりする場面もあるので、そういった方々も含めて、たぶん元もとルールがあったというのも僕らもわからなかったんですけど、やはりそういったものがあるのであれば、ぜひ広めて欲しいですし、逆になければ、また早急に作って広めていただければいいかなと思いますのでよろしくお願いします。これにて僕の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで2番、国吉栄治議員の一般質問を終わります。

午後1時30分より再開することとし、暫時休憩といたします。

再開します。

次に、3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

通告書に沿って一般質問をさせていただきます。まず、遊休農地対策について伺います。以前から議会でも何度か取り上げられている問題ですけれども、土地の所有者の高齢化や跡継ぎがいないということもあって、本村の遊休農地がいま目立っている、道路からも雑草が生えて原野のようになってしまっている農地も多数目に付くんですが、遊休農地の対策ですね、以前からいろいろ取り組まれていると思いますが、コロナで人員も他の業務も忙しい中ですが、現状どのような対策を行っているのか。また、今後どのように対応して

いくのかというのを伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。現在、農業委員会において現状の農地状況を調査をしております。その調査結果を踏まえ、遊休農地等については地権者の意向等を踏まえた上で活用に向けて取り組んでいくという方針でございます。

○ 3番 新垣一史議員

現状、具体的にどのような案があるとか、そういったものはありますでしょうか。7月30日にホームページに掲載されていた第2期渡嘉敷村人口ビジョン総合戦略の中にも農漁業特産品の高付加価値化というふうに明記されていますけれども、そういったものに向けてのプランとかはあるのでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。今、具体的な農地に対するプラン等は策定はしていませんが、この調査というのは毎年農業委員会が実施する調査でありまして、農地所有者に対して今後どのような活用を望むかという調査をしております。例えば、貸し付けて農業をしたいとか、あるいは自分でやる予定とかいう聞き取りをして、最終的なまとめをしまして、つい先ほどもなんですが、ある住民の方から3筆ほど耕作地をしたいんですけど、どうにか仲を取ってもらえないかということでリストアップしまして、その中から斡旋といいますか仲介をしているような作業を農業委員会が実施しているというところでございます。

○ 3番 新垣一史議員

今日も問い合わせがあったということで、それに対応して遊休農地を減らしていくという方向も続けていってほしいです。

ちょっと提案なんですけれども、特に村営住宅に住まわれている方とか、渡嘉志久の方は農業地というか花壇みたいな耕作できるようなスペースが若干あるんですけれども、他の団地にはそういうのもないので、そういったちょっとした畑をやってみたいとか、そういう方もいらっしゃると思うんです。畑一区画みるにはちょっと大きいのでできないけれどもというのがあって、その一区画を更に小分けにして募集をかけてみる。家庭菜園規模で募集をかけてみると気軽にできるのでやってみたいという方がいらっしゃるかと思いますが、そういった案とかを地権者の方に相談してみるといいのかな、見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

これまでも個別にそういった希望があった場合にはご案内をしているような状況があります。今後、集団で例えば何名か集まって一筆を丸々やるとか、そういうことも出てくるかと思います。そこらへんはそういったご意見があればそれを拾い上げて対応していきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

もちろん農地ですので、本来の目的は農業のために使用して活性化していったほうが一番ベストだとは思いますが、遊休農地をそのまま遊ばせておくのももったいないし、景観も悪いという面もあります。なので農地転用し、今後宅地にしたり公園整備をしたりとか他の使用法、そういったものも考えられているか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

農地については、農地法で非常に厳しい縛りがあります。転用云々という話になると、転用が認められる分については、おそらく農家の方がそこに例えば倉庫や住宅、農業のための施設をつくるという場合に認められるのかなと思っております。このへんは今現在どういった転用等について計画があるということではございませんが、またこのへんの転用とかといったことについても農業委員会を通して許可なりしていくことになりますので、そこは随時の対応になるかと思います。

○ 3番 新垣一史議員

転用に関して地権者の意向が一番大きいところになってくるとは思いますけれど、今村長もおっしゃったように農業委員会の認定とかもあると思いますので、遊休農地を減らすためにも転用も含め柔軟に対応して遊休農地を減らしていってくれるよう、今後も継続して常にこの件に関しては取り組まないといけないと思うので、解決に向けて動いてほしいのですが、次に提案として、遊休農地を使った水田を使って、渡嘉敷小中学校、阿波連小学校両校で稲作を行って、収穫したお米を給食に出して使ってみてはどうかという提案なんです。他にも理由として、田植えから収穫、そして精米して、自分たちで食すという食育にもつながりますし、先月7月か8月、本来なら大綱引きが行われる日に、コロナ禍ということで綱引きが去年今年と開催中止になっていますが、旗頭をしたときに区長さんともお話したんですが、このまま渡嘉敷村の稲作が衰退していくと伝統的な綱引き行事も行えなくなってくる。そういうのも防げるかと思いますが、また、生徒やPTAだけで大変だとかたちであれば美ら島美化清掃のように村民に協力をお願いして、田植え、稲刈りなど人手が必要なときはそういったボランティアを募ってやれば可能なことなのかなと思って提案させていただいたんですが、村長の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

学校での取り組みというのは以前は盛んにやっておりました。10年ぐらい前までですかねやっていたというのは。その後、学校としては英語教育とかプログラミングの授業等いろいろ学校で取り組むべき教科、そういったものが出てきて時間が取れないということでそういったことをやらなくなったという経緯があるかと思います。

今おっしゃるように例えば別のやり方、学校教育、学校教育課程以外でのやり方ということについてはいろいろなご意見、あるいは方法があるかと思いますが、そういったことについては、水田を利用したいとかということであればバックアップしていくというこ

とは可能かと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

生徒さんたちのカリキュラム都合上時間が難しいということもあって、現在では行えていないということなのですが、今村長がおっしゃってくれたように周りが協力しながらそういった事業で少しでも遊休農地を有効活用して、それが子どもたちのプラスにつながる、そういった事業が展開できたらいいなと思うので、前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。こちらでも以前から出ていますし、午前中の質問の中でも答弁の中で出てきましたけれども、空き家・空き地対策について伺いたいと思います。先ほどの遊休農地といっしょですが、こちらでも常に取り組んでいけないといけない問題だと思います。現在の空き家・空き地対策の現状、今後の対策を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。午前中の質問の中でもお答えしております。空き家・空き地等の活用についてということなのですが、まず空き家の活用ということについては、国の補助事業を導入し、令和元年度から空き家改修事業工事に向けて業務を進めておりますが、入札不調、これまで5回入札して5回不調ということが起きております。そのため進捗していないままの状況であります。このことは他の公営住宅の整備についての発注についても午前中お答えしたとおりですけれども、いま棚上げ、先送りをしているという状況であります。

空き地については、相続関係等で貸し借りができない、売買ができないといったこともかなり多くて、こちらでも非常に交渉に苦慮している部分もあるんですが、午前中にお話をしましたとおり、1筆については賃借をして住宅を整備すると。もう1筆については買い上げるという方向で事務を進めているところであります。

○ 3番 新垣一史議員

以前の回答にもありましたけれども、入札不調、これまで5回入札不調で事業が行えていないということなのですが、一番大きな要因というのは金額面の折り合いが合わないということなんですかね。それに対する対策、金額を変えたりとか、そういったことは行っていますか、伺います。

○ 金城満総務課長

お答えします。これまで令和元年度より空き家改修工事を行ってきておりますけれども、5回入札して全て不調ということになっております、結果的に。これについては原因としては、指名競争入札した場合には業者が沖縄本島になりますので、なかなか離島の工事をしてくれない。それが金額的なものも確かにあります。ですが技術者が確保できないというのもあります。ですのでその2つの要因が一番大きな要因だというふうに考えております。

その中で私たちとしても設計額の見直しというのは当然やらないといけないということで、これもその都度やっているんですが、それでも全然予定価格には全く達しないと。入札不調というのは、結局沖縄本島からこちらの入札にさえ来てくれないということです。ですので全く私たちが予定している金額に対して業者が応札してくれませんので、非常に厳しい状況であるというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

非常に厳しい状況というのは、お話からわかるんですけれども、入札し事業を進めていかないとこの問題は解決していかないという中で、いま手は打たれているということですが、もう少し何かできることとといいますか、先ほど言った金額の方を上げるとか、そういった努力というのはまだまだ可能ですか。今ぎりぎりまでやってこれ以上手がないという状態なんですか。

○ 金城満総務課長

非常に難しいというのはですね、金額もそうなんですが、業者が離島の工事をやらないんですね。ですので金額は確かに設計価格というのはもちろん歩掛かりとかいろんな基本なものに基づいて上げていきますけれども、あるいは離島特有の諸経費とか、宿泊費とか、そういうのも加味して、私たちとしてはそれも含めて当然設計価格の見直しをしておりますけれども、それでも来てくれないという。ですのでこれも今後1年1年経てば更にそこでリフォームを予定している住宅というのは老朽化が進みますのでもっと厳しくなるんじゃないかという予想がされます。ですのでこれを解決する方法としてははっきり言って見い出せない状況というふうに私たちの方では考えております。

○ 3番 新垣一史議員

設計価格、金額の問題もあるけれども業者が来てくれないというのが一番の問題ということですが、来てくれない理由、金額以外の理由というのは何か伺っていますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。なかなか業者が離島へ足を運ばない理由の1つには、私も聞き取りをした経緯がございます。その中で建築に関しては特に、土木とは違いまして工種が多用にあります。建具の業者さん、水道、電気、そういう工事屋さんが1カ所の工事のために離島に足を運んだ場合に、那覇であれば併用して動き回れるわけですね。そういう拘束されてしまうと、業者の方が。そういうことが時間的な、業者も負担があるものですからなかなか離島の工事を取りたがらないことは聞いております。

○ 3番 新垣一史議員

分かりました。たいへん難しい問題だと思いますけれども、いま手がなかなか見つからないというのもよく分かりました。ただ、問題解決には継続して努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の2番の方に移るんですが、以前、空き地対策ということで與那嶺議員の方からもお

話がありましたが、村民の健康増進や維持を目的とした運動遊具というんですか、鉄棒や腹筋ができたりするような野外に置かれている運動器具を設置した公園、村民が子どもからお年寄りまで集まれるような公園を空地を利用して建設できないかどうか。その見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。これまでも空き地を利用した子どもの遊び場等の建設ということについての質問も受けております。ご提案の空き地を利用して健康増進維持のために運動遊具を設置した公園を整備することについては、コロナ禍の現在においては、特に運動不足を解消するということにも非常に有効な手段かなとは思いますが、しかしながら、先ほどの質問の流れもありますけれども、まずは使える空き地があれば、まず住宅を整備したいというのが現状であると思っております。その上で余力があればこういったことにも取り組めるのかなというふうにも考えております。

○ 3 番 新垣一史議員

住宅整備がもちろん優先だと思うんですが、先ほどおっしゃったように来てくれる業者がない。もし土地が借りれても住宅建設が行えないというのであれば公園の方を先にとこの臨機応変な対応も可能かどうか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

公営住宅の建設、いわゆる低所得者向け住宅の建設、これ午前中の質問の中でもやりとりをしました。そして今は空き家の改修ということについてなかなか受け手がいないと。この2つについて今手詰まりという状況でございます。そこで、午前中にも少しお話ししましたけれども、別の空き地を賃貸者契約を結ぶ事務手続きしておりまして、そこに今年度中には住宅の建設を着手をしたいと考えているところでございます。

○ 3 番 新垣一史議員

住宅優先で今1件話が進んでいる途中ということで、午前中の答弁から地権者との話し合いが一番難しいという。地権者の方たちの相続の問題もあるので難しいという答弁を聞いたんですが、村民の中には先ほどからありますけれども住宅、住むところがほしい、土地を買いたいとか、永住するために家が必要、村長もおっしゃっていましたが村営住宅はあくまでも低所得者向けというのが基本ですので、収入が上がってくると家賃が上がってくる、それよりは住宅が欲しい。ただ、移住してきている方たちも多くて、誰に話をしたいか分からないとか、土地を探すのにですね。そういった行政の方が仲立ちをして、直接買いたい人と地権者の方と話し合いをもつとか、そういった相談を受ける窓口というのはありますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

現時点においては、そういった窓口の設置や情報提供というのは特にしておりません。

○ 3 番 新垣一史議員

住宅問題で土地を必要とされている方、相談に乗ってもらうところを探している方多いと思うので、そういった窓口をぜひ設置していただきたいんですけど、将来的には可能でしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先程来お話をしております村が借りたい、あるいは住宅を整備したい、買いたいということをごちからから申し出ても、それに応じられてないのが大半だということです。例えば、私人にであれば売りますよという申し出があるのであれば、そういう情報の提供もできますけれども、今のところそういう状況ではないということでございます。

○ 3番 新垣一史議員

行政の方が相談してもなかなかうまく話が進まないというのもあるので難しいかと思いますが、やはり相談に乗ってほしいという住民の方はいらっしゃると思うので、直接仲介して地権者の方と話し合うまでいかないとしても、土地を求めている人、家を借りたい人という方の相談を受ける窓口を置いていただいて、それをホームページなりで周知していただいて、ぜひ困っている住民の相談に乗るだけでもまずとっかかりとしてやっていただきたいんですが、そういった感じの窓口だったら可能でしょうか。

○ 座間味秀勝村長

土地の売買ということについては現時点では難しいかと思えますけれども、住宅相談ということであれば随時窓口でも受け付けておりますので、ご利用いただけたらと思います。

○ 3番 新垣一史議員

住宅相談は既に窓口で受けられているということなので、相談がある方がスムーズに使えるように周知をしていただいて、先ほども申し上げましたけれども、1つ目の質問の遊休農地といっしょで時間がかかる問題だとは思いますが、継続していかないと解決につながらない問題だと思えますので、今後も継続した対策をよろしくお願いします。

3つ目の質問、釣り場のマナーについてということで、午前中の當山議員の質問と同じなので、少しだけ対策として伺いたいのが、渡船、磯渡しですね、午前中の話にもありましたけれども、村長は村内の事業所であればすぐに対応できますけれども、本島から来る島外から来る業者に対してどういったリアクションをとるかというのをおっしゃっていましたが、本島から、例えばグスクだったりナガサチ辺りに渡ってくる釣り人が結構多くて、島の人が行ったらかなり汚れている。本島の事業所に対する協力というのも早急にしていた方がいいと思うんですが、今後、本島の事業所の把握とか協力依頼とか、今はどういったかたちで進めていくという案があれば伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

午前中の話の今ですので、何もそこで調べがついているわけでもありません。例えば瀬渡し等について、特別な許可、あるいは認可をもらってやっている業者、組合等があるのであれば、そういったところをお願いをするということになるかと思えます。

○ 3番 新垣一史議員

早急に調べていただいて対応していただきたいと思います。あと、自分も釣りが好きでよく釣り場を見に行ったりしたときに、汚れているのを見てゴミを拾って帰ったりするんですけども、島に住まわれている方、釣りをされる方が汚すというのは、ほぼ少なくなっているのかなと見受けられます。逆に片付けをして帰る方が多くて、SNS等でも汚れているという情報発信をしたり、注意喚起をしてくれている方が多くいます。なのでこれも村民の協力を得るためにも、村広報誌とかに、例えば釣り場のマナー、もちろん島の人は守ってくれていると思いますが、釣り場のマナーを書いて、更に村民の協力、釣り場のマナーを守っていない方を見かけた場合の注意だったり、見つけたゴミを拾うという協力をお願いする広報に載せていただいて、更に、下の方に、もし注意したときにトラブルが起きる可能性もあると思います。それを気にしてなかなか注意できないという方もいらっしゃると思います。もしそういったトラブルが起きた場合の対応、これは行政で対応できるのか。対応できるのであれば、どこに窓口を設置するのか、それを伺いたいと思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えします。先ほども當山議員の方にお答えしておりますが、渡嘉敷港は沖縄県が管理する沖縄県管理条例に基づいて管理されております。その中で条例第3条に行為の禁止ということで、(3)汚物、腐敗物等公衆衛生上有害と認められるものについては禁止していますということで掲載されております。もしそれに違反しているということであれば、違反していることに対して注意をして、トラブルになった場合は警察に通報するということになるかと認識いたします。

○ 3番 新垣一史議員

窓口は行政ということではなく、もし何かトラブルが起きたときは警察の方に相談ということで。できればそういったことも含めて周知していただければ村民の協力も得られやすいのかなと思います。国立公園の景観を守るためにも、最近、渡嘉敷港の方で釣りしていたら思うんですが、ウミガメがすごく増えているんです。そういった野生動物を守るためにも釣り場の環境をきれいにする、きれいに使う。本来なら釣り人のマナーで守るべきことで、こういった場で話し合うことでもないかもしれません。そういったルールを決めるということでもない道徳的なことだとは思いますが、あまりにも最近ひどくなっているんで、本村以外でも大きな問題になっていますので、早めに我が村はこれを解決できるように、行政、村民一体になって取り組んでいけたらなと思います。よろしくお願ひします。

4 番目に移ります。コロナ対策について 2 点ほど伺いたいと思います。村での集団接種以降、ホームページに掲載されていますが、予約制のワクチン接種となっていますが、集団接種以降現在までの予約や問い合わせ等の状況を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。これまでに村では集団接種を 3 回実施しました。その後、個別接種ということでございます。この状況については 7 月 28 日に 14 名、8 月 4 日に 4 名、合計 18 人が接種しており、その後は 6 人単位として予約を受け付けております。県とワクチンの確保、診療所との接種日の調整をして実施するということになっています。最近では 9 月 1 日に 12 人が 1 回目の接種を受け、来る 22 日に 2 回目の接種を予定しているというところでございます。今現在も 8 人の予約者がおり、そのうち 6 人については 22 日に 1 回目の接種をするという予定をしております。村民へはホームページでの掲載及び村内掲示板に掲示を行って周知しているところであります。

○ 3 番 新垣一史議員

集団接種以降の予約の数や実際受けられた方の人数をみていると、集団接種以降もスムーズに進んでいるのかなと思って安心しました。ホームページの告知でこれだけ問い合わせもきていて、住民の方たちが自ら接種を受けていることに安心いたしました。接種が進んでいくと受けられる人数がどんどん減ってくると思うんですが、現在 6 名という枠で予約、6 名以上の予約があれば接種可能になるということですが、これが後半になると 6 名なかなか集まらない、そういったときの人数制限というのは対応していくんでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

おっしゃるとおり徐々に申し込み人数が減っていくかと思われます。やはり今ワクチンが大事な時期なので、1 バイアル 1 瓶で 6 名が接種できるということでの 6 名単位ということにしております。今後あまりにも少なくなるようでしたら県が行っている集団の接種を案内して、そちらの方で受けていただくかというふうに考えております。

○ 3 番 新垣一史議員

この 6 名という括りがワクチン 1 瓶で打てる人数ということなので、ワクチンを無駄にしないためにも 6 名という数が今後減らすというのは難しいというのがよく分かりました。県での接種ですね、それに行ってもらおうということで、これに対しての例えば渡航費、接種料は村が補助すると思いますが、渡航費等の補助もありますか。

○ 新垣聡民生課長

その件に関しては、今のところ考えておりません。

○ 3 番 新垣一史議員

国の方からコロナ対策の関連予算がいろいろ出ていると思います。その中で渡航費の補助にもつかえるような予算があれば回して、村民の方たちが出来るだけワクチンを接種してコロナ対策につながるように今後補助の検討も進めていただきたいと思います。

次に、村営定期船のコロナ対策について伺いたいんですが、村営定期船のコロナ対策について何うと簡単に書いてしまったんですが、まず、9月から定員を半分にして運航していますけれども、船内の座席、去年人数を減らしたときには間隔を空けて下さいとか紙が置かれていたような気がするんですが、最近船を利用された方に聞くと、今は置かれていないということなんですが、そういった対応は考えていないんでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

議員の質問にお答えします。9月入る前に定員を半減にするということで決定をしてから、私の方から那覇事務所の所長に、その指示をしておりましたが、されていないということで、私はずっとやっているもんだと思っていました。それで今やられていないという状況があるということなので、再度確認して早めに、その対策をしてもらうように指示いたします。

○ 3番 新垣一史議員

ぜひ早急な対応をよろしくお願いします。

次に、船内の消毒等、どういったかたちで行っているのかを伺いたいと思います。どういったかたちといたしますか、例えば停泊中、最終便が出て停泊中にやるのか、1便が出る前にやっているのか、それとも停泊中の1便目と2便目、ライナーだったら1便目と2便目の間、フェリーとかしきなら村停泊中の那覇行きが出るまでの間、そういった時間にも行われているのか、それを伺いたいと思います。

○ 我喜屋元作船舶課長

まず、フェリーにつきましてご説明させていただきます。フェリーは那覇出航して渡嘉敷港に着きまして乗客が降りまして、その後に船員乗組員の方で消毒をしております。椅子、手すり等の拭き取りをしております。高速船については2便目が那覇泊港に入港した後に消毒の作業をしております。議員がおっしゃっている1便目渡嘉敷港着いてから乗る前にまた消毒作業がどうしても出港までに間に合わないので、軽い清掃作業や落とし物の確認とか、そういったゴミを拾ったりとかはしておりますけれども、そういった殺菌消毒とかはしておりません。2便目の那覇泊港へ着いてからの作業を実施しているということになります。

○ 3番 新垣一史議員

高速船については渡嘉敷停泊中ではなくて那覇停泊中ですね、1便と2便の間。渡嘉敷からの便が着いて次の午後4時半の渡嘉敷行きが出るまでの間にも手すり等の消毒等はされていますか。

○ 我喜屋元作船舶課長

2便目出向時には消毒はしておりません。

○ 3番 新垣一史議員

1便目と2便目の間はしていないということですね。フェリーに関しても渡嘉敷停泊中

に手すり等はやっているんですが、泊港での停泊時、最終便が着いた後、翌日の1便目出向前は行っていないんですか、渡嘉敷に着いている時だけですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

先ほどこちっと説明漏れがありました。フェリーは那覇泊港に着いた後も消毒作業はしております。追加になりますけれども、フェリーと高速船は抗菌コートを実施しておりますので、そういうことで高速船の方は2便目の出港前には消毒作業をしていないというのがありまして、この抗菌コートは効果が相当続くということがありますので、簡単に高速船とフェリーについては人が触れる椅子とか手すりあたりは拭いてはいるんですけれども、高速船については2便目の出港前にやっていないというのは抗菌コートを施しているという観点から作業をしていないということもあります。

○ 3番 新垣一史議員

この抗菌コートをしているので消毒をしなくて大丈夫、どれぐらいの効果があるのかというのはコロナウイルスに対しては実証されているんですか。村民の方からはどれぐらいの頻度で消毒されているのか、いろんな人が乗りますので、そこをとっても気にされているんですね。なので1便目、2便目の間でも泊港で時間が空きますので消毒してほしいんですが、抗菌コートがあるので、それは要らないという見解でよろしいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

要らないということではないんですけれども、実際この抗菌コートを施す業者に確認しておりますけれども、半永久的に持つということは実証されていると聞いておりますけれども、ただ、本当に何か傷を付けるぐらいの拭き掃除とか、そういうことをするとコートが剥がれますので、殺菌効果、滅菌効果はなくなるとは思います、それをしなければ軽く拭き掃除をすればとかという行為であれば長時間、長らくもつというふうに説明を受けております。

○ 3番 新垣一史議員

抗菌コートでコロナ対策は大丈夫ということではよろしいんですね。やはり消毒をしてもらっていると安心するという村民の声もありますし、逆に消毒をすればコートが剥がれやすくなって逆効果だというのがあれば、そこは考えないといけないと思いますが、村長が手を挙げられたのでお願いします。

○ 座間味秀勝村長

この抗菌コートについては非常に有効性があるというそういう立証がされていることで導入をしております。そして拭かなければ、そこにベタベタ付いているのかということになりますが、実際乗船時にもアルコールで手を手指消毒していただいております。そういった観点から、それほど頻繁にやる必要があるのかなというふうにも言われるということもあります。また、アルコール等で消毒することで今言うコートのコーティングがどうなるのかということとは少し調べた上で今後どういう対策をとるかということについては検討

したいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

コロナ対策に関してはやり過ぎということはないと思いますので、いま村長がおっしゃったようにコートと消毒の作用等を調べていただいて、コロナ対策に万全を期していただきたいと思います。

村営定期船の件でもう1件聞きたいんですが、乗船されている職員の方たちの定期的なPCR検査等は現在行われていますか。行われていなければ、あれだけ多くの人が乗り降りするので行った方がいいのではと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○ 我喜屋元作船舶課長

乗組員、さらに窓口勤務の職員とかはPCR検査を定期的には実施しておりません。

○ 3番 新垣一史議員

乗船職員で窓口職員の健康を守るためにも、また、感染拡大防止のためにも定期的な検査を受けていた方がいいのかなと思うんですが、無症状の方もいらっしゃいますので、それについて対応できるかどうか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

先ほど対策はやってやり過ぎはないというお話でした。しかし予算にも限りがございます。どこまでやるかということになるかと思います。このへんは予算と、そしてどういった方法でやるのが有効か、しっかり考えていく必要があるのかなと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

予算等厳しい面はあると思いますが、やはり多くの方と接する乗船員だったり窓口の職員さんだったりするので、健康を守るためにも感染拡大を防ぐためにも前向きに対応をして、その方法を考えていただいて対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。公民館について伺いたいと思います。これも以前から出ている話ですが、老朽化している公民館の建て替えについて進捗状況を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。公民館の建て替えについてはこれまでも議員からの質問をいただいております。年々老朽化が進んでいる状況になっており、建て替えの必要性は十分認識しているところであります。その中で町内の検討会議を立ち上げて、建て替えに向けての基本的な考え方を整理し、その後住民の意見もくみ取りながら計画を策定するというふうを考えておりますが、新型コロナウイルスの関連で非常に業務が、事務方の業務が非常に逼迫させられております。そういったところから具体的にじゃあどうするかということについて進捗しているという状況ではございません。

全てコロナのせいで何もできないのかという話になってはいけないと思っております。コロナがあるからではなくて、コロナはありながらどうやっていくかということを考えなければいけない状況であると思っております。事務分掌と組織の改革、こういったものも

加味しながら今後検討していく必要があると思っています。

村としては第5次の総合計画を令和5年度から実施しなければなりません。それに向けて今アンケート等が回っているかと思いますが、今年度、来年度にかけて、これまでの第4次を検証して、第5次に向けての計画策定をしていく中でしっかり位置づけてやっていく必要があるのかなと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

今村長がおっしゃってくれたようにコロナでできなかったというのは、これから先いつまで続くかわからない状況ですので理由にはならないかと思います。コロナ禍の中でも進めていけないといけない事業だと思います。コロナ禍の中でこういった集団で集まったりということがなくて公民館を利用するという機会が減っているのもそういう懸念をしなくていいのかもしれませんが、例えば公民館の中で成人式とかイベントをやったときに、慶良間太鼓だったりエイサーだったりそういったものをやる機会があります。今の公民館でそういった大きな音が鳴る、特に太鼓のような響くもの、そういったものを使ったときに安全面で大丈夫かどうか、そういう検証とかはされたことはありますでしょうか。

○ 小嶺国土教育課長

公民館のホールで大規模な音響を鳴らしたときに安全に使用できるかどうかの検証自体は実施しておりませんが、一昨年ですか天井とかではく離が見られるものについては島内業者の方をお願いして、見える範囲のところは点検していただいて落としているという状況ではあります。

○ 3番 新垣一史議員

対応はしている、検証はされていないということなので、完全に安全ということではないんですかね。ただ、今使う機会がないので大丈夫ですけれども。そのへんの検証も含めてなんですけれども、これからも老朽化は進んでいくので、早めに対応して建て替えの方に進んでいっていただきたいと思うんですが、先ほど村長もおっしゃっていた庁内検討会議で住民意見も取り入れながらというのは、以前答弁いただいた2019年に今年度中にという答弁だったんですが、それがまだということなので、職員の皆さんの負担は大変だと思いますけれども、公民館の建て替えも早めに実現しないといけないことだと思いますので、ぜひ取り組んでいっていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

次に、4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

2、3聞きたいことを一般質問したいと思います。1つ、隣村への渡航について、新型コロナウイルス感染症緊急事態制限の中、離島と離島の渡航自粛が制限されている現状の

中、海上タクシーでは頻繁に渡航できる理由は何が違うのか。この問題は阿波連漁港からの隣村座間味とか阿嘉島とかに内航船が出て、座間味から来る内航船やら阿波連から座間味に渡る船が頻繁にやっていたんですけど、コロナのせいで今そういうのをやっていないという時点で、海上タクシーでは頻繁に行ったり来たりしている姿が見えるのはどこが違うかと思ってこれを聞きたいんですけど、村としてそれを見てどう思いますか。

○ 座間味秀勝村長

不要不急の往来を自粛して下さいというのが県から発せられているというふうに理解しております。どうしても渡航する場合にはPCR検査等を受けて、感染がないことを確認してやっていただくというふうになっておりますので、そのことを毎日放送で呼びかけをしております。沖縄県が発する方針に則ってやっていただきたいというふうに発しております。そのようにされているものだとして理解をしております。因みに、渡嘉敷村においても那覇から、あるいは那覇への往来を完全に制限しているわけではございませんので、同じ状況かというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

隣村との内航船の渡航の話を座間味側と渡嘉敷側とのお話があったと聞いたんですけど、やっぱりこういうコロナ感染緊急事態宣言の間は、そういう内航船もストップしているんですけど、海上タクシーの場合はそういう座間味側と渡嘉敷側のお話の中にそういう海上タクシーなんかの話は出ていなかったんですか。海上タクシーの場合は要するに役場同士の話じゃなくて個人だから、それは何も関係なくて話はなかったと思います。それで民間の業者としては関係ないみたいにタクシーが頻繁に出る姿がありますけれど、実際、コロナ感染緊急事態宣言のときは民間も村も一緒ですよそれは、伝染するとか感染するとかいうのは。それを隣村とお話の中で海上タクシーの話はなかったんですか、お話のときには。内航船もストップするならタクシーもストップするのが当然だと思っているから、感染対策のためには、そういう話はなかったんですか。

○ 座間味秀勝村長

内航船の運航については緊急事態宣言期間中は、前回もそうでした去年もですね、止めようということで話をしておりますが、民間が運航している分については、特にその話の中には含めておりません。

○ 4番 宮平鉄哉議員

そういう話は特になかったというんですけど、村としてはどう思いますか、これに対して。内航船はストップしたんですけど、民間のタクシーは頻繁に出ているということは、これを見て行政側として考えはなかったんですか。

○ 座間味秀勝村長

村としてはこれまでもご説明を申し上げておりますが、コロナ禍であっても経済、暮らしを守るためにはお客さんが入ってこないといけないということであります。そして公

公共交通についてはある程度一定の制限をすることはあっても、要するに個人の事業者がやる事業行為についてまで、こちらが制限を加えるということは現時点ではできないものと解釈をしております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

内容を見たら、我が村より感染者がはるかに多い島との渡航なんてやるべきではなかったと思っています。コロナが収まってきたらやってはいいんですけど、実際、渡嘉敷よりもはるかに感染者が多いと聞いていますから、止められないとかじゃなくて自粛というよりもストップするのが一番いいかなと思ったからそれを出していますけどね、早くコロナが収まって渡航もできるのを願うものです。

次、2番目に、阿波連ビーチ管理規則について、現状の阿波連ビーチにおいては、ライフジャケットを着用しないと遊泳できない規則があるのに、片一方ではライフジャケットをしなくても遊泳できる。同じビーチ内で違う理由は何なのか。今、阿波連ビーチは端から端まで800mぐらいあるんですけど、その遊泳が日帰りにしろ、宿泊にしろ、海水浴場が2つに分かれている感じなんですけど、皆さんもご承知のとおり。片一方は監視員も3、4名ぐらいいて、水上バイクも準備されているんだけど、学校側の下の方なんかは監視員もいない、ましてライフジャケットをしなくても遊泳できるという感じの、同じビーチ内での違う行動をして、海水浴している人は那覇から来るんだから全く一緒のお客さんなんですよ。そういうことを見て一般質問しているんですけど、これは村側としてはどんな感じでそういうお客さんが真っ二つに分かれて、片一方は監視員がいるし、片一方はほったらかしている感じでライフジャケットをしなくても泳げる。だからライフジャケットもレンタルしたらお金もかかるし、帰りたくても泳げる所に行くみたいな感じが見受けられます。ビーチのバス広場の下の方ではね。そういうことに対して、村側の考えはどういうものですか。お答えをお願いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。阿波連ビーチの管理規則というお話が最初にあったかと思いますが、管理規則というものは基本にございませ。これ利用のルールについては、住民を交えた会議を持ちまして、その中で定めております。昨年、令和2年1月に、その会議をもってルールを定めてそのルールに則って、今、管理がされているということでございます。これはホームページに掲載されております。これについては村が決めて勝手にやっているという話ではなくて、事業者の皆さまが話し合う中で、こういうやり方をしようということで決めて、それを運用しているという状況でございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

でしたら現状の今のままでやっていくという考えですか。

○ 座間味秀勝村長

今のこの利用ルールそのものが、阿波連ビーチを利用される事業者の皆さまのご意見で集約されたものですので、これを変える必要があるというのであれば、その後、発議があれば、また検討会をするということになろうかと思います。

○ 4番 宮平鉄哉議員

最初にライフジャケットしなくても泳げる、片一方はしないと泳げないというような感じのビーチがあって、もし万が一ですよ、ライフジャケットしない所で溺れて、誰かが亡くなった場合に、どういうことが起こってくるのかなと、僕もちょっと想像するだけでぞっとしたから出しているんですけど、そういう今の現状のままだいいという感じだったらちょっと残念です。ビーチでは、本来、自分の考えとしては、そののところまでは監視が行き届いたら一番いいなと思っている感じで、渡嘉志久ビーチと阿波連ビーチに監視があるんだけど、やっぱり阿波連ビーチも幅広いで800mの中に2カ所あるって感じで、だからやっぱりそういう広い所では、1カ所だけでなく2カ所できたら財政は厳しいと思いますけど、そういう感じで2カ所ぐらいあったら一番いいのかなと思ったから出しています。村長、賛成しませんから、もう質問やめます。

次にもう一つ、村道阿波連線について、前回の一般質問においても質問したが、道路のひび割れや道路の段差が、以前よりひどくなっている感じがするが気のせいなのか。照山遊歩道からの工事に伴う大型トラックの残土運搬車のせい、道路が20cmから30cm段差にまでなっています。もう一度県等の専門家にでも調査してもらう事も考えた方がいいと思いますが、質問していますけど。これ前にも質問したんですけど、前よりだんだんもう本当に段差がひどくなっている感じを受けます。僕ら阿波連の方はやっぱり渡嘉敷によく来るんですけど、道路の段差が前々よりひどくなっていると感じということは、やっぱりそれずれてきているんじゃないかと思っているんですけど、前の一般質問した時に、そういう専門家に見せたとかというんですけど、何年前ですか、村長。村長そういう答弁をしていましたけど、前に。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。令和2年の9月議会でも同じ質問があり、平成27年の渡嘉敷村道路ストック総点検で、村道のひび割れや轍等について調査が実施されている旨、回答をしております。付け加えて、また議員の質問に対してですが、調査からこれまで時間がまた経過しておりますので、最近はまだ公共工事の大型のダンプも頻繁にそこを走っておりますので、再度、現場確認して取り組みを検証したいというふうに、私の方で考えています。

○ 4番 宮平鉄哉議員

玉城課長は毎日役場に通ってますから、その段差はわかりますよね。村長みたいに一カ

月も行かない人もまた、玉城さんも毎日通っている人とまた考え方として違うと思います。僕らでも雨降りの時は、本当に道路から最近熱海の土砂崩れみたいな感じがありましたよね、大きな事故がね。それとあとまた18年、19年前に阿波連線が決壊しましたよね。あれを現実に見ていますから、今だんだんもうひどくなって、ひび割れもひどくなれば段差も前よりひどくなっていますよ。それがいつ何時かと思ったらね、うかうか雨降りのなか渡嘉敷まで来れません。渡嘉敷からまたあっちも行けませんよ、本当に怖くて、それを見ている人は。だからコロナでも最近よくテレビで小野さんだったかな、要するに専門家の方よくそういうテレビやらで話してますよね。専門家の人ね。だから村も沖縄県にお願いして専門家の人に道路大丈夫かなみたいな感じを、ちゃんとやっていたら安心して、僕らも行ったり来たりもできるんですけど、雨降りなんか怖くて大変ですよ、村長。早くこれ解決して、工事やらなきゃいけなかったら早くやってしないと、もう一本沈没したらコロナ以上に経済が厳しくなりますよ。阿波連にぜんぜん海水浴もいなくなったら、それも頭に描いて専門家に見せて、大丈夫なら大丈夫それを直すなら直す感じにしないと、コロナ以上に経済が厳しくなると思いますよ、本当に道路もう1回落ちたら、前も2年間かかりましたよね、まるまる工事。ストップするんですこの間ね。それがないようにお願いします。村民のみんなのお願いです、村長、聞いてください。議長これで終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員に一般質問を終わります。

次に5番座間味満議員の質疑を許します。

○ 5番 座間味満議員

お疲れさんです。午前中から午後まで一般質問ということで宮平議員のあと非常に一般質問しにくいんですけど、頑張っていきたいと思います。それで一般申告書のとおりですね、次のとおり質問したいと思います。他の議員からもいろいろ指摘があったとおり、内容的には似ているかなと思うんですけど、まず1番目に一次産業について、農業について村長はどのようにお考えですか、答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

はい、お答えをいたします。村の最上位計画である渡嘉敷村第4次総合計画、これは平成25年から令和4年度までの期間でございますが、この中で農林水産業は本村振興にとって重要な要素であり、生産規模の充実や多様な担い手の育成、農水産物加工販売態勢の整備、都市消費者との交流促進をはじめ環境に即した多面的な振興施策を一体的に推進し、農林水産業の維持高度化を図るとされております。

また村づくりの基本理念では、画一的で利便性を追求する暮らしでなく、地産地消による沈着型でゆったりとした生活様式が保て、自然と地域の魅力を満喫できる暮らし方を推奨し、これからも豊かでさまざまな地域資源を活かして、新しい価値を作り出し村民の誰もが誇りに思える郷土を築いていく。とする将来像がうたわれております。本村農業は、

これまで自給的農業が主体でありましたが、高齢化による離農のため、農地の荒廃が見られる状況であります。このところUターン者による田畑の利用が見られ、少しずつ農地が利用され始めております。今後の農業振興に必要な取り組みとして、意欲ある多様な農業者の確保・育成そして効率的な生産組織づくり、農業委員会による農地の有効活用に取り組む必要があると考えております。

○ 5番 座間味満議員

ただいま村長の答弁にありましたように、令和4年までに事業計画を立てているということで、ちょっとこれから話がずれるんですけど、農林水産省ということで先ほど答弁ももらったんですけど、ただいま漁協の問題もこれにはちょっとこれには載っていないんですけど、ジャーキー工場の件これも含めて、農業の令和4年の事業計画、例えば、耕作放棄地、有休農地をどうするかというのは、これはもう来年令和4年で、ほぼ解決できるというふうに考えてよろしいんですか。

○ 座間味秀勝村長

有休農地が全て解決できるというのは、全て利用がなされるという意味合いということであれば、まだその目処は立っている状況ではないです。今は地権者に対して、貸し借りしていいのかどうか、農業委員会が預かって農地の集積これをしていいのかどうか。そこらへんの移行調査をして取り組んでいくことになると考えております。

○ 5番 座間味満議員

村長、今答弁していただいたとおり、確かに農業委員会と役場がタイアップしないと難しいところがあると思うんですよ。午前中の答弁では若い人たちが今3名ぐらい来ていると、新規就農者もどんどん多くなっているということで、告示するかなり、そして村の広報に載せるなりして、農業委員会ともよく話し合いをして、利用権の設定をしてもらうというふうな農業委員会というのは、あくまでも中間に立つわけですけど、借り手側と貸し手側の中間に立って、じゃあ契約書作って利用権設定をすると、年額にしても金額はしれていると思いますので、これを早めに遊休農地解消のために早めに頑張るようお願いしたいと思います。

続きまして、これ2回目なんですけど、除草剤を散布する目的は何か、除草剤は農林水産省から人体に影響はないというふうにうたっている除草剤と普通の民間から出ている除草剤があると思うんですよ。まずどういう目的で除草剤をまいているか。それから伺います。

○ 座間味秀勝村長

除草剤、これは最近で言いますと、先月8月28日、2号排水路沿いの農道の一部、土手ですね、排水路の土手の部分、そして翌29日に捷水路、捷水路というのは山手側と圃場と分ける排水路のことを捷水路と言っています。捷水路の一部で雑草に除草剤を散布しております。なぜかという話ですが、草に覆われて側溝が目視できず、車が脱輪をするとい

うようなことがおきたという話も聞いております。こういった危険がある箇所、そして通行する方のハブ被害これを防ぐ、9月後半、10月になりますと年間でもっともハブ咬傷被害が多い時期ということを迎えます。農道ではありますけれども、さまざまな方々がジョギングやウォーキングなどでの利用もありますので、そういった方々の安全確保というために一部において除草剤を使用しております。

○ 5番 座間味満議員

除草剤の使用について、ただいま答弁してもらったんですけど、確かに側溝が見えない状態で車を落とした方がいました。一緒に手伝いして上げたわけなんですけど、確かに除草剤をまいて枯らすというのは簡単ではあるんですけど、環境美化に関してもあまり景観的に良くないんじゃないかと思うんですよ。最近、あそこは保育所の子どもたちが散歩するわけなんですけど、それに対して風評被害が出たきた場合に、村が責任を持って対応するのか。そのへんはどのようにお考えですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

除草剤を散布することによる健康被害等があった場合という話なんですけど、これ散布をしたのは、直接ようするに草あるいは木、牧草など直接散布をしております。散布をして1時間、2時間もすれば表面からはもう飛散するようなものはなくなるというような状況であります。散布する時間も夕方3時から4時以降ということで、私はなるべく夜、日中人が通らない時間帯になるようにということで散布をしております。そして散布した場所には、除草剤散布中というカラーコーンを立てて注意を促しているという状況であります。

○ 5番 座間味満議員

村長、じゃあこれからも、また除草剤をまくという可能性というのは充分に考えられるわけですか。

○ 座間味秀勝村長

除草剤をまくより、草を伸ばした方がいいということが住民の意向であれば、それをまく必要はないのかなと思っております。先ほど言いましたように危険があるということで、その部分について一部使用をしておりますので、その危険よりも除草剤の危険の方が大きいというふうな、ご意見ということであれば、それは賜りたいと思っております。

○ 5番 座間味満議員

これ3番と付随するんですけど、非常に枯れ葉が目立ったら景観上もあまり良くないと思います。確かにそうですね、歩いて見てこっちは緑できれい、こっちは枯れているというふうなことで、景観上はあまり良くないということで、これ3番なんですけど、農道の農道の草刈作業委託料で草刈りは充分できるんじゃないかということなんですけど、現

在の農道の草刈り委託料の執行は何パーセントになっていますか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

村道、林道、農道と草刈り作業年間通じて行っております。農道については、これから発注するという計画となっております。恩納川原860m、ヲトノコ原800mこれを今後発注して2月、3月までに終わるというような計画であります。

○ 5番 座間味満議員

この話ですね、一昨日、聞いたんですけど、一般質問9月8日で締め切りなんです。そうした場合、職員の方に回覧で回しますよね。そしてこれを見たのかわからんけど、2日前に農道の草刈り契約したというふうな話を聞いているんですよ。これは職員の怠慢なのか上司が悪いのか、日頃から管理しながら遂行するのが当たり前じゃないかと私は思うんですけど。そのへんどのようにお考えですか伺います。

○ 玉城広喜産業観光課長

質問へお答えをいたします。確か2、3日前に、この農道の見積もり依頼について、決済はした覚えはありますので、3事業者に対して見積もりを依頼している経緯はあるというふうに認識はしております。

○ 5番 座間味満議員

観光産業課長にお伺いするんですが、予算99万1千円だったと思うんですけど、これ要するに伸びすぎたら、業者も草が2倍になっているわけですが予算的にも2倍かかると思うんですよ。だからこれを計画的にやっていけば、そういうことはないと思うんですけど、このへん、ちゃんと業者と話をして、入札、見積もり出てくる段階だと思うんですけど、説明しながら早めに執行できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、集出荷場の件についてなんですけど、今月の初めか、先月の末、課長補佐と担当にお願いして集出荷場でいろいろ話したんですけど、乾燥機の問題、トラクターの問題、これは要すれば、これから米を作りたいという方が何名かいるわけですよ。2人で先ほど村長がも言ったように2人で一反やるとか、そういう一人ではできないから何名かで一反をやるとか、という話も聞こえてきているわけですよ。実際これについて、私が一番聞きたいのは、トラクターと乾燥機を直して、役場ができなかったら業者に委託できないのか。そうすれば役場は、はい、はい、するけどなかなか前にあるかないというところがありますので、私の考えとしては、役場はちゃんと直して、業者に委託してもらおうと、そして委託業者がみんな電気料を持つと、追加の修理はあんたたちでしなさいというふうなかたちが理想じゃないかと思うんですけど、そのへんどのようにお考えですか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

これについては報告を受けております。まず1つ目、米の乾燥機これについて、使用者に燃料負担いただいて利用するという方法でやっていきたいと思っております。

2つ目トラクターの利用ということについて、これについては現在これを売り払う、要するに個人で必要な方がいれば、その方に譲るというような手続を進めている最中であります。

3つ目、農産物集出荷施設の管理ということですが、これが例えば施設の管理そのものも含めて、指定管理とか管理委託とかということを考えられると思います。今現在そういったことができるような事業体というのがないと思っておりますので、そういったことができるのであれば、将来的には指定管理等に移行するということも考えられると思っております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの件についてなんですが、将来的と言っても、次年度からできるのか、そしてトラクターを競売に出すというふうな場合に告示と入札というふうなかたちになると思うんですけど、これに対しても、いつ頃やるかというのは決めて連絡をもらいたいと思いますので、問題は委託するのが何月にしてもらおうのか、そのへんをよくご検討の末、ご連絡を待ってますので、ひとつよろしくをお願いします。

続いて3番目、新型コロナウイルス感染対策についてなんですけど、これも他の議員の皆さんからも意見が出ていますけど、県は、離島への渡航自粛を発表している中、我が村は、渡嘉敷村は船の定員、乗客の規制もないということで、八月盆ぐらいですかね、フェリーも満席ということであつたんですけど、要するに人員制限は遅かったんじゃないけど、しかし、幸いこんな言ったら悪いんですけど、1人しかでなかったということなんですけれども、9月入って2週間なっていますから、おそらく少しは良くなるのかなと思っはいるんですけど、これからもコロナ、ゼロになってもらいたいんですけど、おそらく当分は無理だと思うんですよ。これに対して多くなった場合に村は乗客の制限をやるのか、このへんをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

現在、行っている定員の半減というのは、現在の緊急事態宣言が続く中でという措置で考えております。これについては8月31日時点で既に9月12日での解除は難しいであろうという見込みを立てておりました。そして今シルバーウィークですが、連休も来ますということで、おっしゃるように8月の連休と同様、大勢押し寄せると危ないよねというような、そういった声もありましたので、半減措置ということにしております。経済と感染防止もどっちを取るかといったら、どっちも取らないといけないわけです、どっちも。完全にロックダウンしてしまうというわけにもいけませんので、そこは一人ひとりが感染の防止をしながら、事業者の皆さんには感染にかかる経費を補助もしているわけですから、充分対策をしながら受け入れていくということが必要なのかなと考えおります。

○ 5番 座間味満議員

村長、これはじゃあ、今現在、乗客の定員を下げていると、コロナならば要するに緊急

事態宣言が解除になれば船は大半に戻すと、乗客に戻すということになるんですか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど申しましたとおり、緊急事態宣言の間、宣言中のみ定員を半減するという措置を取っているということでございます。

○ 5 番 座間味満議員

これまだ県が緊急事態宣言を伸ばした場合には、村も伸ばすということですか。

○ 座間味秀勝村長

はい、そうなります。

○ 5 番 座間味満議員

そのへんはよく協議会を開くのは今年は遅かったんじゃないかと、私なりに思っていますので、次、やっぱり延長になった場合には、これも協議会を開いてもらって、延長するというふうな方向にしていいただいたら、助かりますので、このへんのご検討をよろしくお願いします。

それでは最後に水道の配管工事についてなんですけど、2 回目の入札が不調に終わったんですが、その後の進捗状況について伺います。

○ 座間味秀勝村長

はい、お答えをいたします。令和 2 年度渡嘉敷村送水排水管敷設工事、昨年度の事業でした。令和 2 年度に 2 回、そして令和 3 年度にも 3 回の入札を行って全て不調ということになっております。現在は不落随契に向けて調整中であります。

○ 5 番 座間味満議員

これは随契にするんですか。入札じゃなくて随契に、伺います。

○ 座間味秀勝村長

はい、不落随契という事務手続きが取れますので、そういう方向で調整をしております。

○ 5 番 座間味満議員

先ほどおっしゃったとおり 2 回落ちてない、3 回、5 回落ちていないと、ということでこれだけの金額、随契で本当にできるのか、入札でやらないと、これ補助金も絡んでいますので、ぜったい随契は通らないと思うんですけど、そのへん村長の答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほども申し上げましたとおり、不落随契というのもきちっと取れる事務手続きの中に含まれております。不落随契というのは一番近かった安かったというんでしょうかね、予定価格に近かった事業者。この事業者と見積もり合わせをして、契約ができるかどうかを調整をしていくということでもあります。調整できるかどうかはわかりません。

○ 5 番 座間味満議員

これ 5 回も不調に終わったということで、私、以前にも話したと思うんですけど、コンサルと話をして、確かに、先ほど議員の方から答弁があったとおり、県単では離島はなか

なか合わないというところがあるわけなんですけど、そのへん逆に言えばコンサルと相談して、単価を少し一般持ちだしでもいいですから、それを上乗せしてやるというような方向で前回8件の内、6件が現場技術人が探せないというふうな事態があったと思うんですけど、そのへんを含めコンサルと上手く相談しながら、少し単価を上げてやるのか。そうしないと県はどんどんあそこにタンクを持ってきて置いて、イーシノモーは、そして浄水場もちょっと変更契約になるというような話を聞いているんですけど、あそこでもできた場合に、じゃあ渡嘉敷村内の配管は工事ができていないといえ、おそろくいえるのは配管自体が動脈硬化と一緒にだと思っんですよ、そうしたらまたパンクするというふうな状況に水圧が上がってくると思っんですよ。タンクを造ることによって、これを早めに金額を上げて入札するようにもっていくのか、そのへんの考えをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

コンサルと相談して単価を上げるというお話なんです、設計積算する方法というのは一定の決まりがありまして、落ちないからといって、じゃあ、落ちるところまで上げていくということが適正かと言われると、そうではないというふうに考えます。因みに、今のこの工事については、業者の方から非常に良い返事をもらえているということで、そこに向けて、今、調整中ということでもあります。

○ 5番 座間味満議員

ある離島で箱物が落ちないと、確かに落ちないですよ、箱物ね、一括交付金使って。先ほど課長から土木は落ちるけど、箱物は落ちないと。しかし、現に箱物がどんどん落ちた村があるんですよ。これは一般持ちだしを少し多めにしたと、この業者は今渡嘉敷で工事やっていたんだけど、渡嘉敷のはもう絶対やらないというふうな話も聞いているわけですよ。そのへんも充分検討しながら、早めにこの配管工事が落ちるように、ひとつ課長はじめ村長、副村長、話し合いを持ちながら総務課長も含めて、話し合いも持ちながら早めに工事が施行できるように願っていますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。これで、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで座間味満議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第6号、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第6号

令和２年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

沖縄県町村土地開発公社の令和２年度の事業実績及び決算状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定により、別添のとおり報告する。

令和３年９月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

別添、決算報告書のとおりでございます。ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第６号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７、報告第７号、令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第７号

令和２年度年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和２年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の健全化判断比率及び同法第22条第２項の資金不足比率について、同法第３条第１項及び第22条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

数字についてはお示しのとおりでございます

令和３年９月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ ６番 當山清彦議員

決算審査の際にヒアリングは受けておりますけれども、今回はじめてこういったかたちで基準を超えた資金不足比率となっておりますので、その詳細を議員の皆さんに説明した方がいいのかなと思うんですが答弁をお願いします。

○ 玉城保弘議長

長ければ休憩かけて説明して、もう一度再開するというかたちでもかまいません。もし長ければですよ。どっちが説明しやすいかでいいです。

○ 我喜屋元作船舶課長

休憩中ではない？

○ 玉城保弘議長

休憩ではないです。そのままいいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

はい。今回、航路事業特別会計におきまして、初めての資金不足比率がでております。21.7%となっておりますが、議員の皆さんご承知のように、令和元年、平成31年度から令和2年度の決算の中で、営業収入がマイナス48%という運賃収入が大きく減少しております。それに比べて歳出の方は平成31年と令和2年度の比較をしますと1%の増となっておりますが、その収入の減少が、大きく影響しているものでございます。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。そして、今回、資金不足比率が基準を超えたことによって生じる内容も監査意見書の中に記載をしてありますので、議員の皆さまもどうかシビアに見ていただいて、当局、質疑していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

今、當山議員からも指摘ありましたけれども指摘がありましたけれども、航路事業特会で1.7%健全化比率基準を超えているということで、新型コロナの影響による営業収入の減が原因だということなのですが、その営業収入減は今年度も続いています。昨年度は5月の緊急事態宣言中でしたかね、1カ月ほど高速船を止めていたそのときは、燃料の出費は抑えられていたと思うんですが、今回、速度減による対策はしていますが、今年もやはり厳しい状況なのかなと思います。今年度の見込みといいますか、これが改善されそうなのか、どうかというのを伺いたいです。

○ 我喜屋元作船舶課長

今年度、令和3年度の状況ですけれども、8月までの収入から言いますと、令和2年度と比べて、やはり収入落ち込んでおります。ですので運行に関しては、議員、先ほどおっしゃったように、去年の5月は運休しておりますが、今年は運行しておりますので、そのへんの歳出ですかね、燃料経費も出ておりますので、前年度より少し厳しい状況なのかなと思われる。また燃料費につきましては、経済速力で運行しておりますけれども燃料費の高騰もありますので、また後で補正予算にも出てきますけれども、その高騰によって補正も増となっておりますので、歳出の方でもちょっと厳しい状況なのかなと思われる。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第8号、令和2年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第8号

令和2年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の報告について

標記の件に関して地方自治法第245条の4の規定に基づき、令和2年度渡嘉敷村一般会計決算引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を別紙のとおり報告する。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

経費についてはお示しのとおりでございます。以上ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、先ほども説明あったと思うんですけど、3ページ目の方で船舶の方で、理由について、健全化標準を。すみません、取り下げで。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

ただいまのは取り消しでよろしいですか、はい。

他に質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

ずっと社会保証の一体改革でこういった経費が補填というか交付金というかたちで入ってくるとは思いますけど、この金額というのはどういうかたちで決まってくるのか、伺ってもよろしいですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満総務課長

議員の質疑にお答えします。今社会保障費 4 経費に充てられている消費税引き上げ分については、どういう仕組みで国から地方自治体村に交付されているかについては、ちょっと、今、資料持ち合わせがございませんので、後で議員の方にお答えをしたいと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第 8 号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、認定第 1 号、令和 2 年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第 1 号

令和 2 年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和 3 年 9 月 15 日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、歳入歳出決算書を添付しております。ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2 番 国吉栄治委員

歳入の 12 ページですね。これ住宅の方の収入未決済というかたちで 2 万 8 千 400 円、1 世帯分だと思うんですけど、令和 3 年度とかは、ちゃんと回収できている状態なんですか。

○ 座間味秀勝村長

収入の未済額 2 万 8 千 400 円という決算状況ではありますが、現状においては既に収納済みであります。

○ 2 番 国吉栄治議員

すみません、けっこう沢山聞きたいんですけど、次のページの社会保障税番号制度システム整備費でけっこう収入未決済638万ついているんですけど、こちらの方はどんな感じになっていますか。けっこう金額が大きくなっているんですけど。

○ 新垣聡民生課長

こちらに関してはマイナンバー制度のシステムの改修費用を計上しておりましたが、この大元の業者の対応が遅れているということで、繰り越しにしております。令和3年度既にもう執行済ということになっております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

あと74ページの方を見ると、最終差引額、去年より5千万増えて1億3千918万8千814円と出ているんですけど、ちょっとさっきの方で質問すればよかったんですけど、さっきの航路の方の負担金だとか諸々入れると、この方でも補えたんじゃないかなというふうに思うんですけど。これ5千万増えたというかたちで、そのままこちらの増えた部分に関しては、どういうふうな振り分け、そのまま送りですか。ちょっとそこを伺えますか。

○ 金城満総務課長

議員の質疑にお答えいたします。今、議員がおっしゃっているように約1億3千300万円実質収支が出ております。その中で一番大きな要因としては、先ほど説明したとおり航路への補助金が予算は約1億1千万あった中で、約3千万円しか補助金として出さなかったということの要因になるかと思えますけれども、補助金の仕組み上、国の補助金があって、航路の損益決算上、赤字がでた場合に国の補助金があって、それから県の補助金があって、その割合で算出しますので、それから市町村の補助金があるというかたちになります。その中で低率で出した補助金は当然出しますけれども、それ以外については、航路特別会計の状況を見ながら判断して、お金を投入すると補助金を出すということになるかと思えますけれども、今回に限っては、この調整が上手くいかない状況が発生しまして、それをストックした状態で不用額となったということでございますので、本来ならば予算上は余力はあって出すべきじゃないかと言われても、これについては致し方ない部分というふうに、私たちは捉えております。結果的に約5千万余りの赤字決算となったということでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

補填、今回はしかたなかったということで、次回からは、じゃあ、そこは回して健全化を図っていくということで…。

あと、それに続いて有価証券の方76ページの方で、こちらの方も以前、當山議員とかが、

金額減らしていったらどうかというか、有価証券というのは動くものだから、役場として持っていたらどうなのかというところで、そういう話であって、以前、購入されていたという話だったんですけど、今回購入されている感じなんですけど138株増えていると、これはなぜですか。

○ 宇野昭子会計課長

国吉議員の質問にお答えいたします。現在、有価証券の方で沖縄電力又みずほ信託銀行2件所有しておりますけれども、決済年度中の増減高、電力の方が183株増えておりますけれども、こちらの方、電力さんの方で自動的に株の分割をすることで金融情勢とか株の流動性を高めるということで自動的に増加しております。本村が購入したというかたちではございません。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました

日程第10、認定第2号、令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第2号

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

87ページですね、通信費が136万4千円ぐらいで不用額でていますけど、これ通信費がこ

んなに変わるってどんなことなんですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 我喜屋元作船舶課長

国吉議員の質問にお答えいたします。136万4千590円の不用額になってはいますが、これ執行残ということで、詳細については、後ほど資料を提供したいと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、認定第3号、令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第3号

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、認定第4号、令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

認定第4号

令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、認定第5号、令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第5号

令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

0 : 10 : 06

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、認定第6号、令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

認定第6号

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

尚、本件につきましては、議席番号3番新垣議員は自治法117条の規定により、除斥されます。

休憩します。

再開します。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷121番地

氏 名 新垣光枝

生年月日 昭和23年 4 月15日生

提案理由

人権擁護委員の任期が令和 3 年12月31日をもって満了することに伴い、候補者を推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

令和 3 年 9 月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6 番 當山清彦議員

この人権擁護員の活動内容と実績について答えられる範囲でいいので、ご答弁お願いします。

○ 座間味秀勝村長

人権擁護委員については、直接、法務大臣が委嘱をするものとなっております。年に正確な回数などはわかりませんが、何度かは人権相談なども開催をして、それにあたっているものと思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

本件はお手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてはお手元にお配りした意見のとおり答申することに決定をいたしました。

休憩します。

再開します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会 午後4時17分)

令和 3 年

第 7 回 渡嘉敷村議会定例会

第 2 日 目

9 月 16 日

令和３年第７回渡嘉敷村議会定例会は
令和３年９月16日(木)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期２日間
２日目

議員の出欠別

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7 名

会議録署名議員 2 番 国吉栄治議員 3 番 新垣一史議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了： 9 月16日（木曜日）午前11時23分

令和３年第７回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和３年９月１６日（木） 午前１０時００分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第２号）

日程	事件番号	件名
第１		会議録署名議員の指名について
第２	議案第４１号	渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
第３	議案第４２号	渡嘉敷村ガバメントクラウドファンディング活用事業支援基金条例について
第４	議案第４３号	渡嘉敷村林道管理条例について
第５	議案第４４号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
第６	議案第４５号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
第７	議案第４６号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
第８	議案第４７号	令和３年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第４号）について
第９	議案第４８号	令和３年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第３号）について
第１０	議案第４９号	令和３年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
第１１	議案第５０号	令和３年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第１２	議案第５１号	令和３年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について
第１３	議案第５２号	令和３年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
第１４	発議第５号	米軍ＣＨ５３Ｅ大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書について
第１５	発議第６号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第7回渡嘉敷村議会定例会、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番国吉栄治議員、3番新垣一史議員を指名いたします。

日程第2、議案第41号、渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。

議案第41号

渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する
条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村農産物処理加工施設の設置及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由

渡嘉敷村の所有する施設及び設備等を適正に管理するため条例を整備する必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第42号、渡嘉敷村ガバメントクラウドファンディング活用事業支援基金条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第42号

渡嘉敷村ガバメントクラウドファンディング活用事業支援基金条例について

渡嘉敷村ガバメントクラウドファンディング活用事業支援基金条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

ガバメントクラウドファンディングを活用して実施する事業を支援することを目的として、地方自治法第241条の規定に基づき、渡嘉敷村ガバメントクラウドファンディング活用事業支援基金を設置するため条例を定める必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

ちょっとお伺いしたいんですけれども、今回、条例制定前に1件、小中学校の太鼓の購入という事業をやられて、目標達成されていますけれども、100万円の募集に約140万円近くお金が集まっていて、この目標価格を超えた金額は基金の方にと書かれていますけれども、例えば目標達成しなかった場合は、今回繰り越した40万円近くのお金と、あと、もし次のクラウドファンディングを行った時に足りなかった分を併せて、それでも足りなかった場合は一般会計とかからお金を出して事業を遂行するのかというのと。あと、今回達成していますけれども、寄付してくれた方たちへの達成したことの告知というのはふるさとチョイスとかのホームページのみなんでしょうか、そこを伺いたいと思います。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。ガバメントクラウドファンディングで目的で始めた事業でありますので、そこから募った皆さんからいただいたお金を、今、渡嘉敷小中学校で太鼓の購入とか、その目的に応じて使用いたします。今、目標額に対して既に超えている状況ですので、先ほど議員がおっしゃったとおり残った分については次年度以降、基金に積み立ててそれもまた活用していくという考えのもとにですね、それ以上に必要になればどうするかと、一般会計からの持ち出しが財政資金投入があるのかという件については、それは一旦今、目的は達して、その基金を充当するということですので、その後また新たにその目的以上の資金が必要であれば新たにガバメントクラウドファンディングをする方法とかで、こちらについてもまた考えていきたいと思っております。少なからず必要な目的のお金は達しておりますので、これでもって事業の資金として投入するという考え方でございます。

○ 3番 新垣一史議員

今質問したのは、今回の件に関しては達成しているのは分かるんですけれど、また別の、先ほどおっしゃっていたように別の事業のクラウドファンディングを立ち上げたときに、

そこで集まったお金、今、基金に積み立ててるお金、それでも足りなかった場合は一般会計等から予算をもってきて、その事業自体を遂行するののかというのと、あともう1点聞いていたのが、達成したときの協力者、寄付してくれた方への報告はどういったかたちでしているのかというのを伺います。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。別の事業というお話ですので、別の事業も資金をどうするかというのはいろいろ方法がありまして、またガバメントクラウドファンディングを立ち上げて資金を募る方法もあるかというふうに考えております。但し、予算についてはもちろん限りがございますので、そこは一般会計の財政の状況を勘案しながら、一般会計から出せるものはもちろん出して目的を達成するということは必要なことだと思っております。

それから、寄付していただいた方へのお礼といいますか、そちらについては当然ホームページを、要するのサイト上の中でのお礼、そして他に通知を出せるかどうかについては検討して、大事なお金をいただいておりますので、しっかりお礼はしていく方法を考えていきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

分かりました。自分も一般質問でこれを挙げていたので、とてもいい行政予算の調達方法といいますか、事業のための協力してくれる方たち全員でできる事業で、ふるさと納税と違って返礼品があるわけではないので、この事業のために出してくれた人たちのためにも事業を遂行できるようにと、あとお礼、報告をきちんとやってもらえれば、こうやって島のために協力してくれる人たちは、また再度協力してくれると思いますので、そういったことを大事にぜひ続けていってほしいと思います。

○ 小嶺国土教育課長

総務課長の説明に一部補足させていただきたいんですが、クラウドファンディングを実施して寄付金を集めているので、お金をいただいている人の他にも、太鼓を3基、現物で寄付していただいているケースがありますので、そちらの方については村長が受け取りに行ったときに住所とか会社名とかをお伺いしていますので、そちらの方については学校にお礼状を出してもらえるように依頼していますので、お礼に関しては、そういう対応もしております。以上です。

クラウドファンディングの方のお礼については期間が終了後、再度学校長名で各寄付していただいている方に対するお礼文を掲載しております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第43号、渡嘉敷村林道管理条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第43号

渡嘉敷村林道管理条例について

渡嘉敷村林道管理条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

村が管理する林道がその機能を十分に発揮し、良好な状態で維持管理されることにより、林業の振興及び森林の多目的機能の保全に資することを目的に、渡嘉敷村林道管理条例を定める必要がある。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 座間味満議員

休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

これまでなかったということですのでけれども、今回設置に至る経緯と、これまでどうかたちで何に従って管理していたのか伺っていいですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。これは確かにこれまでなかったということで、実際の話、県の方から指導がありまして、渡嘉敷村は管理の条例が設定されていませんよということで、今回指導を受けて条例の制定をしております。これまでどのような管理をしていたかということですが、管理基準がなかったものですから市町村道の管理を参考に同じような管理をしていたということになるかと考えます。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第44号、沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第44号

沖縄県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県市町村総合事務組合理約の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

概要説明をお願いします。

○ 金城満総務課長

質問にお答えします。これまで交通災害共済事業につきましては、沖縄県町村交通災害共済組合が事務を担っておりました。単独で事務をしていたということです。交通災害、保険とか車に関する保険関係の事業ですね、それを担っておりました。今回、単独でやっていた組織が解散するということが決まっております、それをどこに事務を移管するかということで、その事務を沖縄県市町村総合事務組合が担うことになっております。それに伴って総合事務組合の交通災害関係の事務をするという規約の改正が必要となっておりますので、それに伴う今回構成団体の了解を得ると、その中で議会の承認議決が必要ということで今回上程させていただいております。

○ 6番 當山清彦議員

次の45号ともつながっていると思いますが、今回、この構成団体と協議をするため議決

を求めるということですが、多いじゃないですか構成団体。この中でもし否決とかがあった場合というのは、どうなっていくのか伺ってもいいですか。

○ 金城満総務課長

これは基本的には構成団体全団体が賛同するというのが原則だと思いますので、仮に1団体でも否決した場合は、その規約を改正することはできないのではないかと考えております。但し、それをどういう理由で否決するかというのが、合理的な話であれば問題ないと思いますけれども、そこは目的を達するために、そういう内容で規約の改正ということですので、そこはもう各構成団体でご理解いただくということで丁寧に説明していく必要があるのかなと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

今回、次の議案になるんですが、沖縄県町村交通災害共済組合の機能自体も移ると考えてよろしいですか。

○ 金城満総務課長

当然、その事務を担っていた組織が解散ですので、機能は全て総合事務組合に移るということでございます。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第45号、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第45号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法第288条の規定により、令和4年3月31日をもって沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第46号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法第289条の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い、別紙のとおり財産を処分することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第47号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第47号

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）について

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第4号）

令和3年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千361万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8千378万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

11ページと13ページに載っているんですけど、乗り合いバス路線確保対策事業債、こちらは何月から何月までの、たぶん乗り合いバス会社の補助金だと思いますが、こういった内容になっていますか。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。議員が今お話していたとおり、乗り合いバス路線確保対策補助金ということで、道路交通法で乗り合いバス事業者がコロナの影響でたいへん厳しい経営状態が続いているということで、村としましても乗り合いバス、村民の足の確保というのが重要課題でありますので、これを維持するために補助金を出して経営を支援しようということでこの予算を創設しております。

何月から何月かという話をされておりましたけれども、これはコロナ禍における経営状態ですので、今年の、もちろんこれは去年からたいへん厳しい、他の事業者も含めてになるんですがたいへん厳しい状況が続いておりますので、基本的には去年の財政状況を勘案して、それを審査して、それを補助するというかたちで、要綱を既につくっております。

ですのでそれに準じて必要書類を出していただいて、審査をして補助金を交付するというかたちにしております。

直近で、参考までに今年のものも収入、支出ですね、財政状況も勘案することも必要だと思っておりますので、これは交付要綱に照らし合わせて、必要な時期の書類を提出していただいて、それを審査して補助金を交付するというかたちで考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

そうすると今年の契約になるとまた補正、今後またコロナ対策で補正が入ってきた場合、今年の経営状況が悪かったらまたそこもついてくる、プラスアルファで増える可能性はあるということ。

○ 金城満総務課長

毎年やるかという考えではないです。今現在、去年からコロナの状況で非常に経営に打撃をすごく厳しいというのを受けてやりますので、今年の予算についてはこの300万円計上しておりますので、その範囲内でやるという考え方でございます。ですのでこれが来年度以降続くかについては、その状況を見極めながら進めていくというかたちになるかと思っています。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

12ページ、総務費の6番の財政調整基金ということで積立金、繰越で増えていると思うんですけども、こちらの財政調整基金の内訳ってどんな感じになっていますか。

○ 金城満総務課長

財政調整基金は、ここに計上してある額は、令和2年度の余剰金、決算に余剰金が出ておりますので、そこから積立金、財政調整基金に積立金。そしてもう一つ下の欄に減債基金というのがありますので、こちらに二本立てで積み立てするということです。

財政調整基金というのは、予算を編成してつくりこむ上で、要するに預金、今もっている現金預金になりますので、そこから歳入の財源を補うという考え方で支出をしております。ですので定期的に余剰金が出たらもちろん積んで少しでも財政に余力を持たせるという考え方にしておりますので、これについては一番いいのは毎年積んで、毎年増えていくというのが一番理想的ではございますけれども、やっぱり今言ったコロナ禍の状況においては、たいへん財政も非常に厳しい状況でありますので、出来る限り積んで、運用して、予算編成上は厳しいときには歳入財源を補うというかたちで、それを取り崩して運用していくという考え方で進めていきたいと思っております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

12ページの5、財産管理費について詳細を伺います。

○ 金城満総務課長

財産管理費につきましては、工事請負費と備品購入費ということに予算を計上させていただいております。まず、工事請負費につきましては213万5千円計上しておりますけれども、これにつきましては今、職員住宅が既に何世帯かありますけれども、さらに、人材不足の中で有資格者、幼稚園の教諭、先生ですね、それから保育士を公募しております。その中でどうしても住むところがないと、募集をしてもそれはセットだというふうに考えておりますので、その中で1カ所民間の住宅を既に契約して借りております。その修繕費が主な内容です。修繕内容としましては、トイレとか風呂場、台所の水回りの設備修繕、それから少し古い住宅でありますので床の張り替え等々の工事でこの予算計上額となっております。

それから、備品購入費につきましては、同様に募集をかけるときには住むところには家電、生活必需家電といいますけれども、その設置も必要不可欠、セットで行わなければなかなか来てくれないという部分がありますので、最低限の設備をする上で、洗濯機とか冷蔵庫とかテレビとか家電を購入する経費となっております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。

次に、16から17にかけてですが、新型コロナウイルスワクチン接種態勢確保事業補助金で656万5千円の減となっておりますが、これについて内容をお願いします。

○ 新垣聡民生課長

当初、ワクチン接種の会場に空気清浄機が必要ではないかということで予算計上しておりましたけれども、なかなか事務作業及び業者選定というのが間に合わず接種を迎えてしまったということで、結局は接種後に購入すると辻褄が合わないということで購入を断念し、今回予算減としております。

○ 6番 當山清彦議員

今後まだ分かりませんが、3回目の接種ということもあるじゃないですか。そういった中でまた集団接種があるかもしれないという中で、これを減にしているのか。それともまた翌年もこういったかたちで補助金の下りてくるのかどうか伺います。

○ 金城満総務課長

そうですね、3回目の集団接種というのは、この当時まだ考えられてなかったもので、早めに予算が執行できない場合には減にした方がいいということで今回減にしております。次回について同じような補助金、交付金があるかということにつきましては、まだ上の方から示されておられません。

○ 6番 當山清彦議員

これはもうそういうふうに指導があったというふうに捉えていいですか。また、もしか

したら次があるかもしれないですか、まだ収束が見えないわけですから。それに備えてそういった空気清浄機を購入していてもいいのかなというふうに捉えてしまうんですが、いかがですか。

○ 新垣聡民生課長

ただいまの件につきましては、もう一度調整をし協議、県とも協議をして、必要であれば、可能であれば補正等で対応していきたいかなと思っておりおります。

○ 6番 當山清彦議員

今の件は以上ですが、今回この補正予算で村内でPCR検査が受けられる費用が入るといふように伺っていたんですが、これ計上されていますか。

○ 新垣聡民生課長

ただいまの件に関しましては、まだ事業自体を実施するかという協議の段階でありまして、もし実施に至る場合には現ある予算を流用して行っていこうかと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

そういう話があったので、今回、一般質問には出さなかったんです。関連するということでお答えいただけたらと思いますが、いま座間味村がああいう状態で、村内でもPCR検査が受けられる状態じゃないですか。村内で受けられるのかという問い合わせが多いんですね、私の方にも。なので早急に受けられる態勢というものを整えていただきたいんですが、今どういった話し合いで、どの段階までその話ができていいのか伺っていいですか。

○ 新垣聡民生課長

PCR検査に関しましては現在8割補助ということで事業を実施しているところでありますけれども、その要綱の中で村内においてPCR検査が行えないかどうかということでその改正案を叩き台をつくりまして、上部と話し合いをしている状態であります。

○ 6番 當山清彦議員

PCR検査のキットというんですかね、そういったものの確保はできるということでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

実際、座間味村、栗国村が実施しているということで、同じ業者さんに問い合わせをして一度話し合いをもっております。その中では可能というふうに伺っております。

○ 6番 當山清彦議員

昨日の宮平議員の一般質問にもあったとおり、座間味との民間の海上タクシーの行き来もあり、また個人的な行き来もあり、村民もたいへん不安に思っているところですので、PCR検査を那覇でしか受けられない現状なので早急に進めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

○ 5番 座間味満議員

25ページなんですけれども、一番下の方、前岳村道の災害復旧工事についてなんですけど、村道災害復旧工事業補助金が2千699万4千円、それと橋梁が800万円と予算計上されているわけなんですけれども、これは橋梁と災害復旧の工事とは別のものですか。それとも一緒の箇所の工事費なのか、そのへんをお尋ねします。

○ 玉城広喜観光産業課長

お答えいたします。村道災害復旧に関しましては、村道前岳線の災害が今年度発生しております、つい先週ですが災害査定も完了しております。橋梁の災害については全く別でございます…。失礼しました。財源の内訳になっております。同じ災害工事ではありますが、財源の内訳の名称の違いということになっております。

○ 5番 座間味満議員

これは財源は一緒ということで、災害の箇所と橋梁の工事というのは別の問題ですよ。ただそれを予算を一緒にプールにしていると。

○ 座間味秀勝村長

これはですね、この災害復旧事業自体は村道前岳線の災害復旧工事であります。国の補助事業の名称が括弧書きで国と書いてあると思います、内訳の欄ですね、村道災害復旧事業補助金と2千699万4千円、これは補助金の名称。そして補助金だけでは足りません、こちら負担分がありますので、負担分は起債で賄うと。起債の名称が道路橋梁災害復旧債という起債の名称ということであります。使用目的は一緒でございます。

○ 5番 座間味満議員

私が聞いているのは、確かにこれは地方債が800万円、これは分かりますよ。私が聞いているのは工事箇所が一緒なのか、それとも別々に工事をやるのか。

○ 座間味秀勝村長

先ほども説明したと思います。これは村道前岳線の災害復旧工事、これに要する3千500万円。これのうちの持ち出し分、要するに村が負担しなければならない分の800万円を起債するということでございます。工事箇所は一緒です。

○ 5番 座間味満議員

工事箇所は一緒という話なんですけれども、この工事箇所に橋梁はないですよ。側溝の橋なのか。

○ 座間味秀勝村長

地方債の名称が、名前です、名称が道路橋梁災害復旧債、要するに道路とか橋梁が災害したときにこの起債ができますよというこの名称になっているということであります。必ずしも橋梁を復旧するという話ではないです。包括されているということです。

○ 5番 座間味満議員

これはじゃあ村長、この方が要するに起債としては借りやすいというふうな名目で名前

を変えているのか、そのへん。

○ 座間味秀勝村長

これに充てられる、起債にも様々な起債がありますけれども、これに充てられるという起債の中ではこれがあると。道路橋梁災害復旧事業債ということになっているということです。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第48号

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千453万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4千669万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

7ページの委託料、これ昨日も聞いているんですけども、これの中身はどんな感じなんでしょうか。100万円。

○ 我喜屋元作船舶課長

この委託料、経営健全化計画支援業務ですね、これは令和2年度の決算で資金比率が20%を超えておりますので、それに伴って経営健全化計画を作成するという事で、その委託業務を実施するという事で100万円を計上しております。

○ 2番 国吉英治議員

経営計画を策定し対応するというふうに昨日の記載には載っていたと思うんですけど、これはこれから始めていくと、対応していくということよろしいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

そのとおりでございます。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

6ページ、歳出の燃料潤滑油費で1千100万円増額されているんですけども、この理由を教えてください。

○ 我喜屋元作船舶課長

燃料潤滑油、A重油1千103万円ですけども、これはフェリーの燃料になります。当初予算で計上していた燃料単価が令和2年10月1日時点の単価で計算しておりおりましたので、今年度に入りまして燃料が高騰してきておりますので、現在、A重油が税込みで82.30円となっておりますので、その不足分を計上しております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第49号、令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第49号

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千203万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1千806万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

令和2年からの繰越が1千200万円あって、6ページに一般被保険者療養給付に782編まん8千円が計上されておりますけれども、7月末の実績はどのようになっているのでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

ただいま手元に資料がございませんので後ほど提出させていただきます。

○ 6番 當山清彦議員

あと、予備費に500万円計上されておりますが、こんなに予備費必要ですか。

○ 新垣聡民生課長

昨年度も給付費が月毎にかなり増減する場合がありますして足りなくなることがあったので今回、繰越分をどう分配するかということで予備費の方に一部入れさせていただきました。

○ 6番 當山清彦議員

もう1件ですけれども、国民健康保険の基金があるじゃないですか、この基金が50万円ということになっていますが、当初予算では1千円だったと思うんですけれども、基金積立はしないんですか。

○ 新垣聡民生課長

貸付基金条例にも書いてありますけれども、基金の額は50万円とするということで、この50万円を使用した際に補てんとして50万円までもっていくというふうに考えております。令和2年度において50万円の基金は既に積み立てております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第50号、令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第50号

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ523万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第51号、令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第51号

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、
地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千151万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2 番 国吉英治議員

6 ページの光熱費が160万円ぐらい上がっているというのはどんな感じなんですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えいたします。光熱費に関しましては当初で年間の光熱費を見込んで計上しておりますが、今回、補助事業の委託料で発注を完了しておりますが、委託料の費用が足りないものですから、光熱費から一旦流用しまして委託料を発注したということになっております。ですので光熱費から流用した分を戻すといえますか、一旦流用した分を戻しているかたちになっております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第52号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第52号

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千105万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月15日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第5号、米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 5番 座間味満議員

発議第5号

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘議長

提出者 渡嘉敷村議会議長 座間味満

賛成者 渡嘉敷村議会議長 新垣一史

米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書について
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

令和3年9月15日提出

別添のとおり意見を提出したいと思いますので、ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

米軍CH53E大型輸送ヘリからのトリプルコンテナ落下に対する意見書

令和3年7月13日午後0時30分頃、米軍第1海兵航空団所属のCH53E大型ヘリが戦闘糧食、燃料(2.5ガロン)やテント、工具等の入った輸送用のコンテナ(2.0m×2.4m)を機体外に着けて海上を空輸していたが、渡名喜島近海の海上に落下させた。

コンテナを落下させた場所については、渡名喜村出砂島射爆撃場訓練空域の東側であり、渡名喜漁港の直ぐ近くで一步間違えば大惨事を引き起こしかねない事態であり、地元漁民・村民は元より基地を抱える県民に与えた不安と恐怖は、計り知れないものがある。

本村議会は、これまでも県内で起こる数々の事故に抗議するとともに事故の再発防止等を強く求めてきたにも関わらず一向に改善されておらず、このような事態がまた繰り返されたことは、安全管理に対する米軍当局の認識の低さを感じさせるもので、激しく憤りを感じている。

よって、本村議会は、村民の生命、財産や安全安心な生活を守る立場から、今回の事態

に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施、公表することを強く要求する。

記

1. 事故原因を徹底的に究明しその結果を速やかに公表すること。
2. 安全管理と事故の再発防止に努めること。
3. 原因究明するまでCH53E大型輸送ヘリの飛行を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月15日

沖縄県渡嘉敷村議会

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 6番 當山清彦議員

発議第6号

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘議長

提出者 渡嘉敷村議会議長 當山清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議長 宮平鉄哉

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

令和3年9月15日提出

別添の意見書をご一読の上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。
- 4 令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和３年９月１５日

沖縄県渡嘉敷村議会

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、
経済産業大臣、経済再生担当大臣

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年渡嘉敷村議会第7回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第7回渡嘉敷村議会9月定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡 嘉 敷 村 議 会 議 長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）